

2011年7月8日(金)08:00~09:30  
参議院議員会館 1F-101 会議室

## 民主党 成長戦略・経済対策 PT 総会 次第

### 1. 開会挨拶

直嶋正行 座長

### 2. 全体討議

## 規制・制度改革 各省調整項目について (計85項目)

平成23年7月8日  
内閣府

### 1. 最終調整中の案件 ※ただし、今後も案文が変更となり得ることに留意が必要である。

#### グリーンイノベーション

項目番号	「規制・制度改革に関する分科会中間とりまとめ」における項目番号	規制仕分け対象項目	民主党PTとして取り上げた項目	項目名	所管省庁	資料2の参照ページ
9	9		○	農地法面を活用した太陽光発電設備設置に係る基準の見直し	農林水産省	1
10	10		○	補助金返還等の考え方の確認及び運用実態を踏まえた適切な検討 ※	財務省及び関係省庁	2
11	12		○	発電水利権許可手続の合理化	国土交通省	3
12	13		○	自然公園内における小水力発電設備設置に係る審査手続の簡素化	環境省	4
13	21			農地におけるガス事業の公益特権の整備及び明確化①	農林水産省	4
14	22			農地におけるガス事業の公益特権の整備及び明確化②	農林水産省	5
15	26	○	○	リチウムイオン電池の取扱規制の見直し ※	総務省	5
16	39			ガスパイプラインのインフラ整備に資する占用許可要件等の柔軟化・明確化	農林水産省	6
18	44			動脈物流を活用した食品リサイクルの促進	農林水産省、環境省	6
19	45			優良事業者による合理的な範囲での再委託の実施	環境省	6
20	46			積替え保管の許可基準の明確化	環境省	7
21	48			汚泥の脱水施設等における廃棄物処理法適用範囲の明確化(P)	環境省	7
25	53			一般廃棄物処理業の許可の更新期間延長	環境省	8
29	58			産業廃棄物処理業者の変更届出規制の合理化	環境省	8
32	61			微量PCB汚染廃電気機器等の処理促進の在り方等の見直し ※	環境省	8
33	62		○	自然的原因による汚染土壌の取扱いの見直し	環境省	9

(注)  
 ・※を付した項目は、「規制・制度改革に関する分科会中間とりまとめ」(平成23年1月26日公表)から項目名が変更となっている項目  
 ・項目名及び所管省庁は、現時点でのものであり、今後変更となる場合もあり得ることに留意する必要がある。

## ライフイノベーション

項目番号	「規制・制度改革に関する分科会中間とりまとめ」における項目番号	規制仕分け対象項目	民主党PTとして取り上げた項目	項目名	所管省庁	資料2の参照ページ
4	7		○	高額療養費制度の見直し	厚生労働省	10

## ライフイノベーション(規制仕分け項目)

項目番号	「規制・制度改革に関する分科会中間とりまとめ」における項目番号	規制仕分け対象項目	民主党PTとして取り上げた項目	項目名	所管省庁	資料2の参照ページ
2	-	○	○	医薬品及び医療機器の審査手続の見直し	厚生労働省	11

(注)  
 ・項目名及び所管省庁は、現時点でのものであり、今後変更となる場合もあり得ることに留意する必要がある。

## 農林・地域活性化

項目番号	「規制・制度改革に関する分科会中間とりまとめ」における項目番号	規制仕分け対象項目	民主党PTとして取り上げた項目	項目名	所管省庁	資料2の参照ページ
1	1	○	○	認定農業者制度の見直し	農林水産省	12
2	2	○	○	我が国酪農の競争力強化のための見直し	農林水産省	12
3	3			国家貿易制度の見直し	農林水産省	13
4	5	○	○	農業用施設用地の大規模野菜生産施設等建築による農地転用基準の見直し ※	農林水産省	13
5	6			土地改良事業の効率化	農林水産省	13
6	7		○	有害鳥獣捕獲に係る基準の見直し	環境省	14
7	8		○	有害鳥獣捕獲の促進 ※(一部P)	①警察庁、厚生労働省 ②農林水産省、環境省	15
8	10			農地基本台帳整備の促進	農林水産省	15
9	11		○	主体が制限されている農地流動化事業(農地信託事業実施主体、農地保有合理化法人、農地利用集積円滑化団体)等の民間開放(P)	農林水産省	16
10	12			不適正利用農地の改善(特定利用権制度の実効性確保)(P)	農林水産省	16
11	13		○	市民農園開設に係る基準の見直し	農林水産省	17
12	14			農協の農業関係事業部門の自立等による農業経営支援機能の強化 ※	農林水産省	18
13	15			契約野菜安定供給事業の対象農家の範囲拡大	農林水産省	19
14	17			農林水産業信用保証保険制度と中小企業信用保証制度の連携強化による資金供給の円滑化 ※	農林水産省、経済産業省	20
15	18			国有林野事業の更なる民間委託の促進(P)	農林水産省	21
16	19			保安林制度に係る指定施業要件変更の迅速化 ※	農林水産省	22
17	20			林業経営に係る許認可・届出等の簡素化	農林水産省、環境省	22
18	21			林業用種苗の見直し	農林水産省	23
24	27			森林簿等の整備・民間利用の促進	農林水産省	24
27	52			水産資源の回復のための資源管理の強化 ※	農林水産省	24
28	53			資源管理制度の見直し ※	農林水産省	25
29	54			漁業協同組合経営の透明化・健全化の実現	農林水産省	25
30	55			養殖管理の適正化 ※	農林水産省	26

(注)  
 ・※を付した項目は、「規制・制度改革に関する分科会中間とりまとめ」(平成23年1月26日公表)から項目名が変更となっている項目  
 ・項目名及び所管省庁は、現時点でのものであり、今後変更となる場合もあり得ることに留意する必要がある。

## 2. 引き続き調整が必要な案件

### グリーンイノベーション

項目番号	「規制・制度改革に関する分科会中間とりまとめ」における項目番号	規制仕分け対象項目	民主党PTとして取り上げた項目	項目名	所管省庁	資料3の参照ページ
1	1		○	民有林における開発許可の見直し①	農林水産省	1
2	2		○	民有林における開発許可の見直し②	農林水産省	2
3	3	○	○	国有林野における許可要件・基準の見直し①	農林水産省	4
4	4		○	国有林野における許可要件・基準の見直し②	財務省、農林水産省	6
5	5	○	○	保安林における許可要件・基準の見直し	農林水産省	8
6	6		○	農地における開発許可の見直し①	農林水産省	10
7	7		○	農地における開発許可の見直し②	農林水産省	12
8	8		○	農用地区域内における開発許可の柔軟化	農林水産省	14

(注)

・項目名及び所管省庁は、現時点でのものであり、今後変更となる場合もあり得ることに留意する必要がある。

## ライフイノベーション

項目番号	「規制・制度改革に関する分科会中間とりまとめ」における項目番号	規制仕分け対象項目	民主党PTとして取り上げた項目	項目名	所管省庁	資料3の参照ページ
1	1		○	地域主権の医療への転換	厚生労働省	15
2	2		○	病床規制の見直し	厚生労働省	16
3	5		○	救急救命士の職域拡大	厚生労働省	18
5	8		○	医療保険におけるリハビリの日数制限の見直し	厚生労働省	19
6	9		○	調剤基本料の一元化	厚生労働省	20
7	11		○	広告規制の緩和	厚生労働省	21
8	17	○	○	一般用医薬品のインターネット等販売規制の見直し ※	厚生労働省	22
9	20		○	地域における包括的サービスにおける事業者間連携の柔軟化	厚生労働省	24
10	21		○	ユニット型の介護老人保険3施設のユニット定員の緩和	厚生労働省	25
11	23		○	ショートステイに係る基準の見直し	厚生労働省	26
12	25		○	地域密着型サービス利用の例外の適用の見直し ※	厚生労働省	27
13	26		○	ホテルコスト・補足給付の適正化	厚生労働省	28
14	28		○	介護総量規制の緩和	厚生労働省	29
15	33		○	社会福祉法人以外の保育所運営事業者の会計報告手続の簡素化	厚生労働省	30
16	34		○	保育所運営費の用途制限の見直し	厚生労働省	31
17	36		○	保育士試験受験要件等の見直し	厚生労働省	32

### ライフイノベーション(規制仕分け項目)

項目番号	「規制・制度改革に関する分科会中間とりまとめ」における項目番号	規制仕分け対象項目	民主党PTとして取り上げた項目	項目名	所管省庁	資料3の参照ページ
1	-	○	○	訪問看護ステーションの開業要件の見直し	厚生労働省	33

(注)

- ・※を付した項目は、「規制・制度改革に関する分科会中間とりまとめ」(平成23年1月26日公表)から項目名が変更となった項目
- ・項目名及び所管省庁は、現時点でのものであり、今後変更となる場合もあり得ることに留意する必要がある。

## 農林・地域活性化

項目番号	「規制・制度改革に関する分科会中間とりまとめ」における項目番号	規制仕分け対象項目	民主党PTとして取り上げた項目	項目名	所管省庁
26	51			民間事業者によるカジノ運営の在り方 ※ (注)政務調整項目	内閣官房、警察庁、総務省、法務省、国土交通省

## 物流・運輸分野

項目番号	「規制・制度改革に関する分科会中間とりまとめ」における項目番号	規制仕分け対象項目	民主党PTとして取り上げた項目	項目名	所管省庁	資料3の参照ページ
1	17			国際航空協定に関する独占禁止法適用除外制度の見直し	国土交通省	34

## 住宅・土地分野

項目番号	「規制・制度改革に関する分科会中間とりまとめ」における項目番号	規制仕分け対象項目	民主党PTとして取り上げた項目	項目名	所管省庁
1	3		○	集合住宅の建替え・改修の円滑化 ※ (注)政務調整項目	法務省

(注)  
 ・※を付した項目は、「規制・制度改革に関する分科会中間とりまとめ」(平成23年1月26日公表)から項目名が変更となった項目  
 ・項目名及び所管省庁は、現時点でのものであり、今後変更となる場合もあり得ることに留意する必要がある。

### 3. 措置済の案件（※閣議決定対象外）

#### 農林・地域活性化

項目番号	「規制・制度改革に関する分科会中間とりまとめ」における項目番号	規制仕分け対象項目	民主党PTとして取り上げた項目	項目名	所管省庁
19	22			森林情報の整備に向けた測量・実地調査等の推進のための環境整備	農林水産省
20	23			森林管理・環境保全直接支払制度の補助金支払方法の改善	農林水産省
21	24			森林集約化等の円滑な推進	農林水産省
22	25			森林・林業再生プランの円滑な推進	農林水産省
23	26			森林所有者の責務の明確化	農林水産省
25	28			京都議定書における森林吸収量1300万炭素トンの達成に向けた措置拡充	農林水産省

### 4. 今回の協議対象外案件

#### グリーンイノベーション

項目番号	「規制・制度改革に関する分科会中間とりまとめ」における項目番号	規制仕分け対象項目	民主党PTとして取り上げた項目	項目名	所管省庁
17	40			事業系一般廃棄物の3R促進	環境省
22	50			リサイクル品の活用促進①	環境省
23	51			リサイクル品の活用促進②	環境省
24	52			バイオマスの利活用促進	環境省
26	54			特別管理産業廃棄物処理業の許可の産業廃棄物処理業の許可包含	環境省
27	56			処理委託契約書の簡素化	環境省
28	57			マニフェスト報告制度の適用猶予の再開	環境省
30	59			欠格要件の見直し	環境省
31	60			廃棄物統計の見直し	環境省
34	63			浄化槽の法定検査の見直し	環境省

(注)  
・項目名及び所管省庁は、現時点でのものであり、今後変更となる場合もあり得ることに留意する必要がある。

※今後も案文が変更となり得ることに留意する必要がある。

●各府省庁が取り組む規制・制度改革事項

【グリーンイノベーション ⑨】※最終調整中の案件※

規制・制度改革事項	農地法面を利活用した太陽光発電設備設置に係る基準の見直し
規制・制度改革の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>農地の有効活用の観点から、畦畔・法面部分における太陽光発電設備の設置に当たっての、農地転用許可の要否に係る判断基準を明確化し、関係者へ周知徹底を行う。</li> </ul> <p>&lt;平成23年度中措置&gt;</p>
所管省庁	農林水産省

※今後も案文が変更となり得ることに留意する必要がある。

【グリーンイノベーション ⑩】 ※最終調整中の案件※

<p>規制・制度改革事項</p>	<p>補助金返還等の考え方の確認及び運用実態を踏まえた適切な検討</p>
<p>規制・制度改革の概要</p>	<p>① 補助金適正化法を所管する財務省や補助金を所管する省庁の間において、以下の内容について確認する。</p> <p>(a) 収益納付条件は任意的補助条件であり、補助金適正化法第7条第2項においても「補助金等の交付の目的に反しない場合に限り」納付すべき旨の条件を附することが「できる」とされていること。すなわち、事後的に公益と私益の調整を図る必要がないと考えられる場合、事業の性質によっては収益納付の条件を附す必要がないこと。</p> <p>(b) 補助事業により取得し又は効用の増加した財産を使用したり、譲渡したり、貸し付けたりする（財産処分する）場合であっても、必ずしも補助金等の返還を必須としているものではないこと。すなわち、(i) 各省各庁の長が、補助金等の交付の目的に照らして、国庫納付を求めることなく財産処分の承認をすることができる場合には、その取得財産の処分に伴う収益の国庫納付を求める必要がないことや、(ii) 各省各庁の長が定める一定期間を経過した場合であれば、財産処分に伴う収益の国庫納付を求める必要がないこと。また、補助金等の交付の目的に反しない財産処分であれば、同法第22条違反に当たらないため、同条違反として交付決定が取り消されることはなく、補助金等の返還義務も生じないこと。</p> <p>(c) 交付要綱は各省各庁が財務省に協議することなく独自の判断で定めるという原則の下、各省各庁の判断により、補助金等連絡協議会の決定も踏まえつつ、交付要綱に収益納付に係る規定や財産処分に伴う収入の国庫納付条件を設けないことができること。</p> <p>＜平成23年度中措置＞</p> <p>② 各省各庁においては、収益納付や返還義務に係る運用実態、例えば、収益納付を求めることによりかえって補助金等の本来の目的の達成を阻害していないかどうか等</p>

※今後も案文が変更となり得ることに留意する必要がある。

	を把握した上で、上記解釈にのっとり、各省庁が執行している補助金等交付要綱中の収益納付や補助金返還等に係る規定の要否を検討し、その結果に基づいて必要な措置をとる。また、省庁横断的に補助金の適正な執行と運用を確保するため、関係省庁間にて、当該検討結果について情報の共有を図る。〈平成 23 年度中措置〉
所管省庁	財務省及び関係省庁

【グリーンイノベーション ⑪】 ※最終調整中の案件※

規制・制度改革事項	発電水利権許可手続の合理化
規制・制度改革の概要	<p>① 小水力発電が河川環境に与える影響度を合理的な根拠に基づいて判断できるよう、海外事例等各種データの収集や調査・研究に着手する。 〈平成 23 年度中検討開始〉</p> <p>② 小規模の水力発電のうち、減水区間が生じず、魚類の遡上環境その他の河川環境に与える影響が想定されないと判断されるものについて、環境調査等は不要であることとし、その旨、周知徹底を行う。 〈平成 23 年度中措置〉</p> <p>③ 河川区域内において小水力発電施設を設置する場合について、工作物の新築等の許可にかかる審査基準のうち、主に構造上の基準について検討する。 〈平成 23 年度中検討開始、早期に結論〉</p> <p>④ 発電水利権の許可手続における河川影響調査等をめぐるトラブルの未然防止や河川法の運用・許可手続に対する事業者等の理解を深めるため、国土交通省本省内に相談窓口を設置する。〈平成 23 年度中措置〉</p>
所管省庁	国土交通省

※今後も案文が変更となり得ることに留意する必要がある。

【グリーンイノベーション ⑫】※最終調整中の案件※

規制・制度改革事項	自然公園内における小水力発電設備設置に係る審査手続の簡素化
規制・制度改革の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 周辺環境に与える影響が小さいと判断される小規模な水力発電設置や既設設備を利用した発電設備の設置については、自然公園法に基づく許可に係る環境影響調査を不要とする、あるいは、既往の文献調査や聞き取り調査のみで可とするなど、当該調査の在り方について広く周知することにより、審査手続の透明化を図る。</li> </ul> <p>&lt;平成 23 年度中措置&gt;</p>
所管省庁	環境省

【グリーンイノベーション ⑬】※最終調整中の案件※

規制・制度改革事項	農地におけるガス事業の公益特権の整備及び明確化①
規制・制度改革の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農地転用が認められた事業実施に際し、機材の保管や重機等の搬入出用、立て杭用として一時的に農地転用許可を受けていない農地を仮設用地に利用する場合には、農地転用許可ではなく、一時転用許可で足る旨、周知徹底する。&lt;平成 23 年度中措置&gt;</li> </ul>
所管省庁	農林水産省

※今後も案文が変更となり得ることに留意する必要がある。

【グリーンイノベーション ⑭】※最終調整中の案件※

規制・制度改革事項	農地におけるガス事業の公益特権の整備及び明確化②
規制・制度改革の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ガス事業法によるガス工作物の設置又は管理に係る行為は、公益性が特に高いと認められる事業として、農用地域内での開発行為に関して都道府県知事の許可が不要とされていることを周知徹底する。</li> </ul> <p>&lt;平成 23 年度中措置&gt;</p>
所管省庁	農林水産省

【グリーンイノベーション ⑮】※最終調整中の案件※

規制・制度改革事項	リチウムイオン電池の取扱規制の見直し
規制・制度改革の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ リチウムイオン電池の現在の規制について、電気用品安全法等の関連する規制を踏まえ、事業者及び関係省庁を交えた検討会等を開催の上、安全性の確保を大原則としつつ、封口前後の状態に応じた危険性を再検証し、その結果に応じて取扱いの変更を行う。</li> </ul> <p>&lt;平成 23 年度検討開始、平成 24 年度結論、結論を得次第措置&gt;</p>
所管省庁	総務省

※今後も案文が変更となり得ることに留意する必要がある。

【グリーンイノベーション ⑯】※最終調整中の案件※

規制・制度改革事項	ガスパイプラインのインフラ整備に資する占用許可要件等の柔軟化・明確化
規制・制度改革の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会インフラの整備に係る地方公共団体及び土地改良区が所有する農業用道路の占用許可要件等について、農林水産省は、道路法の取扱い（義務的占用）を参考とし、占用条件の明確化が可能となる方向で検討し、結論を得る。その上で、関係地方公共団体等に対して、当該事務の取扱いを通知する。</li> </ul> <p>&lt;平成 22 年度検討開始、平成 23 年度中結論・措置&gt;</p>
所管省庁	農林水産省

【グリーンイノベーション ⑰】※最終調整中の案件※

規制・制度改革事項	動脈物流を活用した食品リサイクルの促進
規制・制度改革の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食品リサイクル法について、再生利用事業計画（リサイクルループ）の活用が促進されるよう検討を行う。</li> </ul> <p>&lt;平成 24 年度中検討開始、平成 25 年度中結論&gt;</p>
所管省庁	農林水産省、環境省

【グリーンイノベーション ⑱】※最終調整中の案件※

規制・制度改革事項	優良事業者による合理的な範囲での再委託の実施
規制・制度改革の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 排出事業者からあらかじめ、再受託者の氏名等を記載した書面による承諾を受けている場合等には再委託をすることが可能であるなど、現行制度で可能な再委託の範囲を明確化し、周知徹底を行う。</li> </ul> <p>&lt;平成 23 年度中措置&gt;</p>
所管省庁	環境省

※今後も案文が変更となり得ることに留意する必要がある。

【グリーンイノベーション ⑳】※最終調整中の案件※

規制・制度改革事項	積替え保管の許可基準の明確化
規制・制度改革の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小型車両から大型車両等へ輸送手段を変更する作業で、封入する産業廃棄物の種類に応じて当該産業廃棄物が飛散若しくは流出するおそれのない水密性及び耐久性等を確保した密閉型のコンテナを用いた輸送、又は産業廃棄物を当該産業廃棄物が飛散若しくは流出するおそれのない容器に密封し、当該容器をコンテナに封入したまま行う輸送において、当該作業の過程でコンテナが滞留しない場合について、生活環境保全上支障がない作業場所の要件設定等の検討を行い、当該場所における輸送手段の変更作業については、積替え又は保管とみなさないことについて検討を行う。</li> </ul> <p>&lt;平成 23 年度中検討開始、結論を得次第措置&gt;</p>
所管省庁	環境省

【グリーンイノベーション ㉑】※最終調整中の案件※

規制・制度改革事項	汚泥の脱水施設等における廃棄物処理法適用範囲の明確化
規制・制度改革の概要	<p>P（下水道処理施設および浄水施設に付随する脱水施設については、一体的に運転管理及び処理が行われていることから、産業廃棄物処理施設に該当しないものとし、周知徹底を行う。&lt;平成 23 年度中措置&gt;）</p>
所管省庁	環境省

※今後も案文が変更となり得ることに留意する必要がある。

【グリーンイノベーション ⑧】※最終調整中の案件※

規制・制度改革事項	一般廃棄物処理業の許可の更新期間延長
規制・制度改革の概要	・ 一般廃棄物処理業の更新期間の在り方について、市町村や一般廃棄物処理業者の意見等を踏まえ、必要に応じて検討を行う。〈平成 23 年度開始〉
所管省庁	環境省

【グリーンイノベーション ⑨】※最終調整中の案件※

規制・制度改革事項	産業廃棄物処理業者の変更届出規制の合理化
規制・制度改革の概要	・ 許可の有効期間が通常よりも長期に認められる優良な産業廃棄物処理業者について、5%以上株主に係る変更届出の在り方を見直す。 〈平成 23 年度中検討開始、結論を得次第措置〉
所管省庁	環境省

【グリーンイノベーション ⑩】※最終調整中の案件※

規制・制度改革事項	微量 PCB 汚染廃電気機器等の処理促進の在り方等の見直し
規制・制度改革の概要	・ 廃棄物処理法に基づく無害化処理認定制度の対象に追加され、絶縁油や焼却炉に投入可能な小型の機器等の処理が始まった微量 PCB 汚染廃電気機器等の処理については、確実かつ適正な処理促進の在り方等を検討する。 〈平成 23 年度中検討開始、結論を得次第措置〉
所管省庁	環境省

※今後も案文が変更となり得ることに留意する必要がある。

【グリーンイノベーション ③】※最終調整中の案件※

規制・制度改革事項	自然的原因による汚染土壌の取扱いの見直し
規制・制度改革の概要	① 自然的原因による汚染土壌については、地方公共団体や事業者等の意見を聞きながら、人為由来の汚染土壌と区別して負担軽減措置を講じる。〈平成 23 年度中措置〉 ② また、負担軽減措置の内容について、効果検証を行うとともに、継続的な見直しを図る。 〈平成 23 年度以降逐次実施〉
所管省庁	環境省

※今後も案文が変更となり得ることに留意する必要がある。

●各府省庁が取り組む規制・制度改革事項

【ライフイノベーション ④】※最終調整中の案件※

規制・制度改革事項	高額療養費制度の見直し
規制・制度改革の概要	① かかった疾病の種類にかかわらず、長期にわたる慢性期の療養の際の負担をより軽減できる制度となるよう、高額療養費制度における外来診療の現物給付化を行う。 ＜平成 24 年度措置＞ ② 更なる負担軽減策については、社会保障・税一体改革成案（平成 23 年 6 月 30 日政府・与党社会保障改革検討本部決定）を踏まえ、検討する。＜平成 23 年度検討＞
所管省庁	厚生労働省

※今後も案文が変更となり得ることに留意する必要がある。

●規制・制度改革事項・改革の概要（案）

【A-2（規制仕分け）】※最終調整中の案件※

規制・制度改革事項	医薬品及び医療機器の審査手続の見直し
規制・制度改革の概要	・ 医薬品及び医療機器の審査手続の一層の明確化、透明化を図る。同時に、医薬品及び医療機器の開発、承認の在り方全体を検証し、必要に応じた見直しを行う。 <平成23年度検討、結論、平成23年度以降順次措置>
所管省庁	厚生労働省

※今後も案文が変更となり得ることに留意する必要がある。

●各府省庁が取り組む規制・制度改革事項

【農林・地域活性化 ①】※最終調整中の案件※

規制・制度改革事項	認定農業者制度の見直し
規制・制度改革の概要	・ PDCA サイクルの徹底、認定基準の見直し、農地等の集積に向けた取組の強化といった具体策について、早急に検討を行い、意欲のある農家にとってより有益な制度となるよう制度の見直しを行う。〈平成 23 年度中措置〉
所管省庁	農林水産省

【農林・地域活性化 ②】※最終調整中の案件※

規制・制度改革事項	我が国酪農の競争力強化のための見直し
規制・制度改革の概要	<p>① 全量委託の例外（生産者団体に部分的に販売委託し、それ以外は自己処理し販売を認める）拡大について、下記に関し検討し、結論を得る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 処理に関する共同実施方式の導入</li> <li>- 指定団体に販売委託しない生乳の量の上限の緩和</li> </ul> <p>〈平成 23 年度中検討・結論〉</p> <p>② 意欲ある生産者やその団体の多様な活動を促すよう、指定団体の業務運営の在り方について、指定団体制度の趣旨も踏まえつつ検討し、結論を得る。</p> <p>〈平成 23 年度中検討・結論〉</p>
所管省庁	農林水産省

※今後も案文が変更となり得ることに留意する必要がある。

【農林・地域活性化 ③】※最終調整中の案件※

規制・制度改革事項	国家貿易制度の見直し
規制・制度改革の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 麦・乳製品の国家貿易について、SBS方式（売買同時契約方式）の導入を拡大する。</li> </ul> <p>＜麦については平成 23 年度に「食と農林漁業の再生実現会議」等の議論の状況に応じ検討を開始し、その後、速やかに結論。乳製品については平成 23 年中措置。＞</p>
所管省庁	農林水産省

【農林・地域活性化 ④】※最終調整中の案件※

規制・制度改革事項	農業用施設用地の大規模野菜生産施設等建築による農地転用基準の見直し
規制・制度改革の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ビニールハウス内の土地にコンクリートがある場合でもその土地が全体としてみれば農地法上の「農地」と扱うことができるかを含め、現場の実態を踏まえ、農地の保全を行うという考えのもと、農地扱いに関する基準の明確化等を検討し、結論を得る。</li> </ul> <p>＜平成 23 年度中検討開始、平成 24 年度中に結論＞</p>
所管省庁	農林水産省

【農林・地域活性化 ⑤】※最終調整中の案件※

規制・制度改革事項	土地改良事業の効率化
規制・制度改革の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 土地改良区について、維持管理等の土地改良事業の低コストかつ適切な実施を促進する。</li> </ul> <p>＜平成 23 年度中措置＞</p>
所管省庁	農林水産省

※今後も案文が変更となり得ることに留意する必要がある。

【農林・地域活性化 ⑥】※最終調整中の案件※

規制・制度改革事項	有害鳥獣捕獲に係る基準の見直し
規制・制度改革の概要	<p>① 農林業者が狩猟免許なくても罠いわなを用いて狩猟期間内に捕獲できる「自らの事業地内」には、所有農地・林地のみならず、借地・業務受託した農地・林地（土地所有者の了解を得ているものに限る）も含むこととする。 ＜平成 23 年中措置＞</p> <p>② 構造改革特区で認められている「有害鳥獣捕獲における狩猟免許を有しない従事者容認事業」を全国展開することで、農林業組合等の法人が一定の要件を満たして許可を受ければ、狩猟免許を持たない個人等の農林業者でも、捕獲作業の従事者として、狩猟免許所持者の指導により、鳥獣保護法における有害鳥獣捕獲を行うことができるようにする。＜平成 23 年度中措置＞</p>
所管省庁	環境省

※今後も案文が変更となり得ることに留意する必要がある。

【農林・地域活性化 ⑦】※最終調整中の案件※

規制・制度改革事項	有害鳥獣捕獲の促進
規制・制度改革の概要	<p>① P（警察庁及び厚生労働省は、都道府県公安委員会が認める医師及び専門医の点在状況を調査し、現状把握をする。</p> <p>あわせて、警察庁は、調査結果を基に、許可申請者の負担の更なる軽減のため、医師数目標値の設定及び工程表の策定を行い、それを確実に実行する。</p> <p>＜平成 23 年中調査、目標・工程表策定、以降確実に実施＞</p> <p>② 中期的には、業として有害鳥獣捕獲を行う者を育成する制度（国の認定資格を設けるとともに、当該者に対して捕獲の支援をし、地域をこえた活動を促進する等）を整備する。</p> <p>＜平成 23 年度検討開始、できる限り早期に措置＞</p>
所管省庁	<p>① [P]警察庁、厚生労働省</p> <p>② 環境省</p>

【農林・地域活性化 ⑧】※最終調整中の案件※

規制・制度改革事項	農地基本台帳整備の促進
規制・制度改革の概要	<p>・ 農業経営の基盤となる農地を保全するためには所有者等の情報の正確な把握が必要不可欠であることから、改正農地法で義務付けられた農地相続時の届出が適確になされるよう、市町村に対し当該制度の周知徹底を図る。</p> <p>＜平成 23 年度上期措置＞</p>
所管省庁	農林水産省

※今後も案文が変更となり得ることに留意する必要がある。

【農林・地域活性化 ⑨】※最終調整中の案件※

規制・制度改革事項	主体が制限されている農地流動化事業（農地信託事業実施主体、農地保有合理化法人、農地利用集積円滑化団体）等の民間開放
規制・制度改革の概要（案）	P（農地信託事業、農地保有合理化法人、農地利用集積円滑化団体について、事業の適切な遂行が期待できる団体（必要な知識を有し地域に根付いた農業生産法人・民間企業等）であれば、その主体となれるようにする。（ただし、農地法により農地の所有が制限されている民間企業等に対しては、農地の所有機能を除く。） ＜平成 23 年度中措置＞）
所管省庁	農林水産省

【農林・地域活性化 ⑩】※最終調整中の案件※

規制・制度改革事項	不適正利用農地の改善（特定利用権制度の実効性確保）
規制・制度改革の概要（案）	P（特定利用権制度の活用状況について農林水産省は適宜確認し、当該制度の実効性が十分に確保されていない実情がある場合、当該制度の見直しについて早急に検討し結論を得る。＜平成 24 年度末までに検討・結論＞）
所管省庁	農林水産省

※今後も案文が変更となり得ることに留意する必要がある。

【農林・地域活性化 ⑪】※最終調整中の案件※

規制・制度改革事項	市民農園開設に係る基準の見直し
規制・制度改革の概要	① 耕作放棄地の解消のためには、市民農園を積極的に活用すべきこと ② 自家消費を超える余剰農作物を直売所等で販売することは可能であること について、農業委員会、市町村等関係機関に対して通知を发出する。＜平成23年中措置＞
所管省庁	農林水産省

※今後も案文が変更となり得ることに留意する必要がある。

【農林・地域活性化 ⑫】※最終調整中の案件※

<p>規制・制度改革事項</p>	<p>農協の農業関係事業部門の自立等による農業経営支援機能の強化</p>
<p>規制・制度改革の概要</p>	<p>① 農業の成長産業化の促進において、重要な役割を果たすべき農協は、その原点である農業経営支援機能の再生・強化のため、計画的に農業関係事業部門の自立への取組を進める。</p> <p>すなわち、農協の農業経営支援機能の強化や個々の組合員の収益力の強化に向けた主体的な取組を推進することとし、その中で、組合員の意思を踏まえつつ、事業の効率的運営を行うことにより、信用・共済事業部門から農業関係事業部門への補てん額の段階的な縮減にも取り組む。</p> <p>かかる取組についての中長期計画の策定を推進し、その計画に沿った取組を早急に開始する。</p> <p>&lt;平成 23 年度以降順次計画策定、以降計画に沿って措置&gt;</p> <p>② 農協の経営力強化のため、職員や専門家など幅広い範囲から優れた経営スキルを有する人材を登用し経営を委ねることができるよう、執行機関と組合員代表機関の機能・役割の分化など農業協同組合法に基づく経営管理委員会制度の普及・定着や実務経験を有する者等の理事への登用などを進める。</p> <p>&lt;平成 23 年度中措置&gt;</p>
<p>所管省庁</p>	<p>農林水産省</p>

※今後も案文が変更となり得ることに留意する必要がある。

【農林・地域活性化 ⑬】※最終調整中の案件※

規制・制度改革事項	契約野菜安定供給事業の対象農家の範囲拡大
規制・制度改革の概要	① 都道府県の負担の有無にかかわらず、制度上定められた要件を満たした生産者と実需者の直接契約について、契約野菜安定供給事業（契約指定野菜安定供給事業及び契約特定野菜等安定供給促進事業）の対象として取り扱われるよう措置する。＜平成 23 年中措置＞ ② 本事業については、生産地がどこであっても利用できるようにする。＜平成 23 年度中措置＞
所管省庁	農林水産省

※今後も案文が変更となり得ることに留意する必要がある。

【農林・地域活性化 ⑭】※最終調整中の案件※

<p>規制・制度改革事項</p>	<p>農林水産業信用保証保険制度と中小企業信用保険制度の連携強化による資金供給の円滑化</p>
<p>規制・制度改革の概要</p>	<p>農林水産業信用保証保険制度（以下「農林水保険」という。）と中小企業信用保険制度（以下「中小保険」という。）に係る課題は以下であるところ、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 農業信用基金協会（以下「基金協会」という。）が保証対象を実態上制度融資に限定するなど銀行等が活用しづらいものとなっている、</li> <li>2) 金融機関にとって、基金協会の申請の事務手続等が中小保険と異なる、</li> <li>3) 両制度の保険対象が不明確であり、利便性が損なわれている、</li> <li>4) 基金協会の保証料率が資金ごとに一律となっており、利用者の経営努力が反映されない、</li> </ol> <p>こうした課題に対応するため、現行の中小保険及び農林水保険による連携を強化し、利用者の利便性の向上を図るとともに、その課題の改善に両省で取り組む。具体的には、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 民間活力の活用の趣旨を踏まえ、農林水産省は基金協会に対し、銀行等による利用促進の方針を徹底する。そのため、銀行等による基金協会利用が進んでいない地域においては、農林水産省は経済産業省の協力を得て、地域金融機関の取組状況の実態把握を行う。＜平成 23 年度中措置＞</li> <li>2) 利用者の利便性向上の観点から、審査ノウハウや事務手続の向上を図るため、信用保証協会と基金協会との合同での研修の実施等を行う。＜平成 23 年度着手、できる限り早期に措置＞</li> <li>3) 農林水産省と経済産業省は、両制度の対象となる業種について事例集を作成し、事業者や地域金融機関への周知徹底を図る。また、信用保証協会と基金協会は同一地域に存在する両協会間での連絡体制を構築し、一方の制度で対象とならない場合は、相互の協会に紹介を行う。さらに、農林水産物の生産・加工・販売を一気通貫で行う事業者に対</li> </ol>

※今後も案文が変更となり得ることに留意する必要がある。

	<p>しては、金融機関と両協会が連携の上、事業者の負担軽減の観点を踏まえた事務手続等の簡素化を図りつつ、生産部分は基金協会、加工・販売部分は信用保証協会と分担する等、円滑な保証引受けのための体制を構築する。＜平成23年度着手、できる限り早期に措置＞</p> <p>4) 農林水産省は基金協会の保証料率の見直し等の検討を行うに当たり、経済産業省は、中小保険の制度設計に関する情報提供を行う。</p> <p>＜平成23年度検討開始、平成24年度中に結論＞</p>
所管省庁	農林水産省、経済産業省

【農林・地域活性化 ⑮】※最終調整中の案件※

規制・制度改革事項	国有林野事業の更なる民間委託の促進
規制・制度改革の概要(案)	<p>P(公共サービス改革法に基づく民間競争入札により、間伐・路網整備を複数年契約する事業をモデル的に導入するところ、複数年契約の締結(10年程度)、間伐事業等の実施行為にかかる路網設計への関与、立木販売にかかる販売時期の裁量確保(5年程度)などの民間事業者の創意工夫・競争を活用したモデル事業を実施し、評価・検証のうえ、公表する。</p> <p>＜平成23年度モデル事業開始、平成24年度中評価・検証・公表＞)</p>
所管省庁	農林水産省

※今後も案文が変更となり得ることに留意する必要がある。

【農林・地域活性化 ⑯】※最終調整中の案件※

規制・制度改革事項	保安林制度に係る指定施業要件変更の迅速化
規制・制度改革の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 森林・林業基本法の改正（平成 13 年 6 月）に伴う緩和に係る指定施業要件の変更手続について、迅速な対応が図られるよう指導を徹底し、手続きの迅速化に努める。</li> </ul> <p>&lt;平成 23 年中措置&gt;</p>
所管省庁	農林水産省

【農林・地域活性化 ⑰】※最終調整中の案件※

規制・制度改革事項	林業経営に係る許認可・届出等の簡素化
規制・制度改革の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 森林所有者の申請手続きの負担軽減等の観点から、森林法に基づく保安林の伐採等の許可・届出について、申請書類の統合を含め、更なる簡素化を図ることのメリット、デメリットについて検討する。</li> </ul> <p>&lt;平成 23 年中検討・結論&gt;</p>
所管省庁	農林水産省、環境省

※今後も案文が変更となり得ることに留意する必要がある。

【農林・地域活性化 ⑱】※最終調整中の案件※

規制・制度改革事項	林業用種苗の見直し
規制・制度改革の概要	<p>① 林業種苗法における種苗の配布区域について、地域の気候・土壌等の自然条件に適合しているかどうかを検証する観点から、こうした条件への適合性を再検討の上、地域間で移動を行うことを可能とするなどの柔軟な対応を図る。＜平成 23 年中措置＞</p> <p>② 林業種苗の価格については、都道府県や林業用樹苗標準価格調整会議（以下「調整会議」という。）が価格調整を行っているような誤解を受けないよう、調整会議の場で価格についての論議を行わないことについて、早急に指導を徹底する。＜平成 23 年度上期中措置＞</p> <p>③ あわせて、補助対象とする苗木に要件を課す場合についても、地域の自然的条件等を踏まえた必要最小限のものとし、民間事業者が生産した苗木であることをもって補助対象から除外するなど合理性を欠く要件を課さないよう、早急に公正な競争条件の確保に努める。 ＜平成 23 年度上期中措置＞</p> <p>④ 植栽本数の低減による低コスト造林への取組みなど、多様な森林整備を促進する観点から、都道府県に対して、補助要件として植栽本数を限定していないことの制度趣旨を周知する。＜平成 23 年度上期中措置＞</p>
所管省庁	農林水産省

※今後も案文が変更となり得ることに留意する必要がある。

【農林・地域活性化 ㉔】※最終調整中の案件※

規制・制度改革事項	森林簿等の整備・民間利用の促進
規制・制度改革の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 森林簿情報の提供等については、平成 22 年 12 月 24 日付「森林施業の集約化の促進に資する森林関連情報の提供及び整備について」にて、都道府県への助言を行っているところであり、当該助言に基づく施業集約化等に必要な森林簿等の情報の提供状況について、確認するとともに、森林経営計画を作成しようとする者に必要な情報が提供されるよう引き続き助言を行う。</li> </ul> <p>&lt;平成 23 年度中措置&gt;</p>
所管省庁	農林水産省

【農林・地域活性化 ㉕】※最終調整中の案件※

規制・制度改革事項	水産資源の回復のための資源管理の強化
規制・制度改革の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水産基本法の掲げる水産資源の適切な保存及び管理の実現を図ることの重要性に鑑み、我が国の排他的経済水域内の水産資源は国民共通の財産であるとの理念の下、資源管理に計画的に取り組む漁業者を対象として平成 23 年度から導入した「資源管理・漁業所得補償対策」の早急な定着を図ること等を通じて、水産資源の回復に向けた資源管理の強化を実現する。</li> </ul> <p>&lt;できるだけ早期に措置&gt;</p>
所管省庁	農林水産省

※今後も案文が変更となり得ることに留意する必要がある。

【農林・地域活性化 ㉔】※最終調整中の案件※

規制・制度改革事項	資源管理制度の見直し
規制・制度改革の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ T A C（総漁獲可能量）設定魚種の拡大及び I Q（個別漁獲枠）方式の活用を検討するとともに、指定漁業に係る V M S（漁船モニターシステム）の設置の義務付けの検討や、指定漁業と沿岸漁業の調整に係る仲介、あっせん等への積極的な対処を行うこと等を通じて、資源管理制度の機能を強化する。〈できるだけ早期に措置〉</li> </ul>
所管省庁	農林水産省

【農林・地域活性化 ㉕】※最終調整中の案件※

規制・制度改革事項	漁業協同組合経営の透明化・健全化の実現
規制・制度改革の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 組合員・債権者への財務諸表の開示と説明責任の徹底、組合員資格審査の厳正化などの措置の周知徹底、公認会計士の活用の充実・強化等による漁協系統団体の監査体制の更なる整備等を通じて、漁業協同組合の経営の透明化・健全化を一層実現していく。〈できるだけ早期に措置〉</li> </ul>
所管省庁	農林水産省

※今後も案文が変更となり得ることに留意する必要がある。

【農林・地域活性化 ⑩】※最終調整中の案件※

規制・制度改革事項	養殖管理の適正化
規制・制度改革の概要	・ 平成 23 年度から導入した「資源管理・漁業所得補償対策」を通じた魚種ごと及び養殖漁場ごとの適正養殖可能数量の設定の推進、漁場の適切な利用と調和した形での養殖業への円滑な新規参入等を通じて、養殖業の持続的発展を実現する。〈できるだけ早期に措置〉
所管省庁	農林水産省

※最新案は平成23年7月8日現在のものであり、今後も引き続き必要な調整を行う。

【グリーンイノベーション ①】

6/9 内閣府当初案

規制・制度改革事項	民有林における開発許可の見直し①
規制・制度改革の概要(案)	再生可能エネルギー導入の重要性を鑑み、森林の持つ機能に十分配慮しつつ、再生可能エネルギー設備であれば、事業主体によらず民有林における設置を柔軟に認める方向で、許可のあり方を見直すとともに、関係者へ周知徹底する。〈平成23年度中措置〉
所管省庁	農林水産省

農林水産省修正案(最新)

事項名	民有林における開発許可の見直し①
修正案	再生可能エネルギー導入の重要性に鑑み、森林の持つ公益的機能にも十分配慮しつつ、固定価格買取制度が法制化され、特定規模電気事業者に再生可能エネルギーの調達義務が課された場合には、民有林における再生可能エネルギー設備の設置について、林地開発許可のあり方を見直す。〈法制化後、措置〉

内閣府修正案(最新)

事項名	民有林における開発許可の見直し①
修正案	P

※最新案は平成 23 年 7 月 8 日現在のものであり、今後も引き続き必要な調整を行う。

【グリーンイノベーション ②】

6/9 内閣府当初案

規制・制度改革事項	民有林における開発許可の見直し②
規制・制度改革の概要（案）	・ 林地開発許可の申請にあたっての「相当数の同意」について、共有名義の土地の名義人の一部や相続人が不明である等の理由により、開発行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ることが困難な場合の取扱を新たに定めるなど、同意取付に関する合理的なルールを設け、その内容を周知する。〈平成 23 年度中措置〉
所管省庁	農林水産省

農林水産省修正案（最新）

事項名	民有林における開発許可の見直し②
修正案	・ 林地開発許可の申請時に求めている「相当数の同意」について、制度上「全ての者の 3 分の 2 以上の者から同意を得ており、その他の者についても同意を得ることができると認められる場合」としていること、残置森林及び隣接地に係る地権者等の同意は、制度上林地開発許可の条件とはなっていないことを改めて周知する。〈平成 23 年度中措置〉

内閣府修正案（最新）

事項名	民有林における開発許可の見直し②
修正案	・ 林地開発許可の申請時に求めている「相当数の同意」について、 <u>制度運用通知</u> 上「全ての者の 3 分の 2 以上の者から同意を得ており、その他の者についても同意を得ることができると認められる場合」として <u>おり</u> 、 <u>全員の同意を必ずしも求めてはいない</u> こと、残置森林及び隣接地に係る地権者等の同意は、 <u>森林法制度</u> 森林法施行規

※最新案は平成 23 年 7 月 8 日現在のものであり、今後も引き続き必要な調整を行う。

	則上林地開発許可の条件とはなっていないことを改めて周知する。〈平成 23 年度中措置〉
--	---

※最新案は平成 23 年 7 月 8 日現在のものであり、今後も引き続き必要な調整を行う。

【グリーンイノベーション ③】

6/9 内閣府当初案

規制・制度改革事項	国有林野における許可要件・基準の見直し①
規制・制度改革の概要（案）	<p>① 再生可能エネルギー導入の重要性を鑑み、通達における国有林野の貸付要件について、売電先にかかわらず、自治体の同意書があれば、再生可能エネルギー発電の事業に公共性・公益性を認める。〈平成 23 年度中措置〉</p> <p>② また、熱供給や蒸気供給等、再生可能エネルギー発電附属のエネルギー供給事業についても、再生可能エネルギーの発電設備と同様の条件で貸付を認めることを明確化する。〈平成 23 年度中措置〉</p>
所管省庁	農林水産省

農林水産省修正案（最新）

事項名	国有林野における許可要件・基準の見直し①
修正案	<ul style="list-style-type: none"> <li>・再生可能エネルギー発電設備に係る国有林野の貸付要件のうち、地方自治体の基本構想等への位置づけについては、地方自治体（議会を含む）の「同意」でも可能とする。また、売電先規制については、これまでの一般電気事業者に加え、卸電気事業者、特定電気事業者を追加し、これらの事業者への売電量が発電量の過半を超えるのであれば貸付要件を満たすことを明確化する。〈平成 23 年度中措置〉</li> <li>・あわせて、全量固定価格買取制度に係る法案が成立し、特定規模電気事業者に再生可能エネルギーの調達義務が課された場合には、貸付要件に係る売電先に特定規模電気事業者を追加する。〈全量固定価格買取制度に係る法案成立後、速やかに措置〉</li> <li>・また、熱供給や蒸気供給等、再生可能エネルギー発電附属のエネルギー供給事業については、事業終了後の施設の撤去等について、</li> </ul>

※最新案は平成 23 年 7 月 8 日現在のものであり、今後も引き続き必要な調整を行う。

	<p>① 当該事業者が十分確実な履行能力を有すると明確に認められる場合、又は</p> <p>② 発電事業者と附属のエネルギー供給事業者とが協定を結ぶなどにより、双方が連帯して責任を負うことが明確である場合</p> <p>に、貸付対象として認めることを明確化する。</p> <p>&lt;平成 23 年度中措置&gt;</p>
--	--

内閣府修正案（最新）

事項名	国有林野における許可要件・基準の見直し①
修正案	<ul style="list-style-type: none"> <li>・再生可能エネルギー発電設備に係る国有林野の貸付要件のうち、地方自治体の基本構想等への位置づけについては、地方自治体（議会を含む）の「同意」でも可能とする。また、売電先規制については、これまでの一般電気事業者に加え、卸電気事業者、特定電気事業者を追加し、これらの事業者への売電量が発電量の過半を超えるのであれば貸付要件を満たすことを明確化する。</li> <li>&lt;平成 23 年度中措置&gt;</li> <li>・あわせて、全量固定価格買取制度に係る法案が成立し、特定規模電気事業者に再生可能エネルギーの調達義務が課された場合には、貸付要件に係る売電先に特定規模電気事業者を追加する。&lt;全量固定価格買取制度に係る法案成立後、速やかに措置&gt;</li> <li>・また、<u>地熱発電に附随する熱供給や蒸気供給等</u>、再生可能エネルギー発電附属のエネルギー供給事業については、事業終了後の施設の撤去等について、             <ul style="list-style-type: none"> <li>① 当該事業者が十分確実な履行能力を有すると明確に認められる場合、</li> <li>又は</li> <li>② 発電事業者と附属のエネルギー供給事業者とが協定を結ぶなどにより、双方が連帯して責任を負うことが明確である場合</li> </ul> </li> </ul> <p>に、貸付対象として認めることを明確化する。</p> <p>&lt;平成 23 年度中措置&gt;</p>

※最新案は平成 23 年 7 月 8 日現在のものであり、今後も引き続き必要な調整を行う。

【グリーンイノベーション ④】

6/9 内閣府当初案

規制・制度改革事項	国有林野における許可要件・基準の見直し②
規制・制度改革の概要（案）	<ul style="list-style-type: none"> <li>再生可能エネルギーの普及に資するのであれば、電気以外のエネルギー供給事業（熱供給や蒸気供給等）であっても事業の主体によらず、その事業に公共性・公益性を認める方向で現行の国有林野の貸与要件を見直すとともに、貸付が認められる場合について明確化する。</li> </ul> <p>＜平成 23 年度中措置＞</p>
所管省庁	農林水産省、財務省

農林水産省修正案（最新）

事項名	国有林野における許可要件・基準の見直し②
修正案	<ul style="list-style-type: none"> <li><del>再生可能エネルギーの普及に資するのであれば、電気以外のエネルギー供給事業（熱供給や蒸気供給等）であっても事業の主体によらず、その事業に公共性・公益性を認める方向で現行の国有林野の貸与要件を見直すとともに、貸付が認められる場合について明確化する。</del></li> </ul> <p>＜平成 23 年度中措置＞</p> <p>（全文削除）</p>

財務省修正案（最新）

事項名	国有林野における許可要件・基準の見直し②
修正案	修正意見なし

※最新案は平成 23 年 7 月 8 日現在のものであり、今後も引き続き必要な調整を行う。

内閣府修正案（最新）

事項名	国有林野における許可要件・基準の見直し②
修正案	<ul style="list-style-type: none"><li>再生可能エネルギーの導入を推進するという観点から、再生可能エネルギー発電事業及び再生可能エネルギー発電附属のエネルギー供給事業（熱供給や蒸気供給等）に公共性・公益性を認めることも視野に入れつつ、これらの事業の用に国有林野を貸し付ける場合の契約手法等について関係省庁間で検討・整理する。〈平成 23 年度中検討・結論〉</li></ul>

※最新案は平成 23 年 7 月 8 日現在のものであり、今後も引き続き必要な調整を行う。

【グリーンイノベーション ⑤】

6/9 内閣府当初案

規制・制度改革事項	保安林における許可要件・基準の見直し
規制・制度改革の概要（案）	<p>① 保安林の指定目的や指定状況を再精査するとともに、再生可能エネルギー導入の重要性を鑑み、保安林の持つ水源涵養や災害防止等の機能に十分配慮しつつ、再生可能エネルギー設備であれば事業主体によらず設置を柔軟に認める方向で、保安林指定解除要件を見直す。</p> <p>＜平成 23 年度中措置＞</p> <p>② その上で、保安林を再生可能エネルギー発電設備に供する場合の許可要件（保安林内作業許可及び保安林指定解除手続き）に係るガイドラインを策定する。</p> <p>＜平成 23 年度中措置＞</p>
所管省庁	農林水産省

農林水産省修正案（最新）

事項名	保安林における許可要件・基準の見直し
修正案	<p>①保安林の指定目的や指定状況を再精査する手法を整理し、その手法を踏まえ適切に対応する。＜平成 23 年度中手法整理、平成 24 年度以降順次実施＞</p> <p>②再生可能エネルギーの重要性に鑑み、全量固定価格買取制度に係る法案が成立し、特定規模電気事業者に再生可能エネルギーの調達義務が課された場合には、保安林の持つ水源涵養や災害防止等の機能にも十分配慮した審査を行うことを前提に、急傾斜地で特に崩壊しやすい箇所等を除くという原則に従い、地域で推進すべき位置づけにある事業を「公益上の理由」による解除として取扱うこととする。</p> <p>＜法制化後、措置＞</p> <p>③保安林を再生可能エネルギー設備に供する場合の許可要件（保安林内作業許可及び保安林指定解除）について、実情を踏まえつつ、運用に係る留意事項を整理の上、都道府</p>

※最新案は平成 23 年 7 月 8 日現在のものであり、今後も引き続き必要な調整を行う。

	県へ周知する。＜平成 23 年度中検討開始、平成 24 年度措置＞
--	-----------------------------------

内閣府修正案（最新）

事項名	保安林における許可要件・基準の見直し
修正案	<p>①保安林の指定目的や指定状況を再精査する手法を整理し、その手法を踏まえて調査した上で、適切に対応する。＜平成 23 年度中手法整理、平成 24 年度以降順次実施＞</p> <p>②P</p> <p>③保安林を再生可能エネルギー設備に供する場合の許可要件（保安林内作業許可及び保安林指定解除）について、事業者等の意見や実情を踏まえつつ、運用に係る留意事項を整理・作成の上、都道府県へ周知する。＜平成 23 年度中検討開始、平成 24 年度措置＞</p>

※最新案は平成 23 年 7 月 8 日現在のものであり、今後も引き続き必要な調整を行う。

【グリーンイノベーション ⑥】

6/9 内閣府当初案

規制・制度改革事項	農地における開発許可の見直し①
規制・制度改革の概要（案）	<ul style="list-style-type: none"> <li>再生可能エネルギー導入の重要性を鑑み、第1種農地のうち、農地への復元利用が不可能な耕作放棄地については、非農地扱いすることにより、事業主体によらず、再生可能エネルギー発電設備の設置を可能とする。</li> </ul> <p>&lt;平成 23 年度中措置&gt;</p>
所管省庁	農林水産省

農林水産省修正案（最新）

事項名	農地における開発許可の見直し①
修正案	<ul style="list-style-type: none"> <li>再生可能エネルギー導入の重要性に鑑み、耕作放棄地のうち、第2種農地及び第3種農地に該当する条件にある土地については、事業主体によらず、農地転用許可を受けて、再生可能エネルギー発電設備の設置が可能であることを周知するとともに、第1種農地に該当する条件にある土地についても、非農地として区分することにより、事業主体によらず、再生可能エネルギー発電設備の設置を可能とする。&lt;平成 23 年度中措置&gt;</li> </ul>

内閣府修正案（最新）

事項名	農地における開発許可の見直し①
修正案	<ul style="list-style-type: none"> <li>再生可能エネルギー導入の重要性に鑑み、耕作放棄地のうち、第2種農地及び第3種農地に該当する条件にある土地については、事業主体によらず、農地転用許可を受けて、再生可能エネルギー発電設備の設置が可能であることを改めて周知する。またとともに、耕作放棄地については第1種農地に該当する条件にある土地について</li> </ul>

※最新案は平成 23 年 7 月 8 日現在のものであり、今後も引き続き必要な調整を行う。

	も、 <u>農地の種別を問わず</u> 非農地として区分することにより、事業主体によらず、再生可能エネルギー発電設備の設置を可能とする。〈平成 23 年度中措置〉
--	---

※最新案は平成 23 年 7 月 8 日現在のものであり、今後も引き続き必要な調整を行う。

【グリーンイノベーション ⑦】

6/9 内閣府当初案

規制・制度改革事項	農地における開発許可の見直し②
規制・制度改革の概要（案）	・ 再生可能エネルギー導入の重要性を鑑み、再生可能エネルギー設備であれば、事業主体によらず、第1種農地を除く農地への送電線用電気工作物等の設置を柔軟に認める方向で許可のあり方を見直す。〈平成 23 年度中措置〉
所管省庁	農林水産省

農林水産省修正案（最新）

事項名	農地における開発許可の見直し②
修正案	・ 再生可能エネルギー導入の重要性に鑑み、耕作放棄地のうち、第2種農地及び第3種農地に該当する条件にある土地については、事業主体によらず、農地転用許可を受けて、送電線用電気工作物等の設置が可能であることを周知するとともに、第1種農地に該当する条件にある土地についても、非農地として区分することにより、事業主体によらず、送電線用電気工作物等の設置を可能とする。〈平成 23 年度中措置〉

内閣府修正案（最新）

事項名	農地における開発許可の見直し②
修正案	・ 再生可能エネルギー導入の重要性に鑑み、耕作放棄地のうち、第2種農地及び第3種農地に該当する条件にある土地については、事業主体によらず、農地転用許可を受けて、 <u>再生可能エネルギー発電事業者による送電線用電気工作物等の設置が農地転用許可により可能であることを改めて周知する。</u> またとともに、耕作放棄地について

※最新案は平成 23 年 7 月 8 日現在のものであり、今後も引き続き必要な調整を行う。

	<p>は第1種農地に該当する条件にある土地についても、<u>農地の種別を問わず非農地として区分することにより</u>、事業主体によらず、送電線用電気工作物等の設置を可能とする。〈平成 23 年度中措置〉</p>
--	---

※最新案は平成 23 年 7 月 8 日現在のものであり、今後も引き続き必要な調整を行う。

【グリーンイノベーション ⑧】

6/9 内閣府当初案

規制・制度改革事項	農用地区域内における開発許可の柔軟化
規制・制度改革の概要（案）	・ 再生可能エネルギー導入の重要性を鑑み、再生可能エネルギー設備であれば、事業主体によらず、農用地区域内への送電線用電気工作物等の設置を柔軟に認める方向で許可のあり方を見直す。〈平成 23 年度中措置〉
所管省庁	農林水産省

農林水産省修正案（最新）

事項名	農用地区域内における開発許可の柔軟化
修正案	・ 再生可能エネルギー導入の重要性に鑑み、農用地区域内の耕作放棄地については、非農地と区分することにより、送電用電気工作物等の設置を可能とする。〈平成 23 年度中措置〉

内閣府修正案（最新）

事項名	農用地区域内における開発許可の柔軟化
修正案	・ 再生可能エネルギー導入の重要性に鑑み、農用地区域内の第 2 種農地及び第 3 種農地に該当する条件にある土地については、 <u>再生可能エネルギー発電事業者による送電用電気工作物等の設置が農地転用許可及び農用地区域除外手続きを経ることにより可能であることを改めて周知する。</u> また、 <u>農用地区域内における耕作放棄地については、非農地として区分することにより、事業主体によらず、農用地区域除外手続きを経ることなく送電用電気工作物等の設置を可能とする。</u> 〈平成 23 年度中措置〉

※最新案は平成 23 年 7 月 8 日現在のものであり、今後も引き続き必要な調整を行う。

【ライフイノベーション ①】

6/9 内閣府当初案

規制・制度改革事項	地域主権の医療への転換
規制・制度改革の概要（案）	<p>① 地域医療計画の策定において、地域の実情に応じて都道府県の主体的判断がより発揮できるように、国は基本的な方針の提示にとどめ、基準病床の算定式の提示及び国との協議義務を廃止することを検討する。          &lt;平成 23 年度検討、結論&gt;</p> <p>② 健康保険法に基づく保険医療機関の指定業務を都道府県に移管し、指導・監督についても都道府県の権限とすることを検討する。&lt;平成 23 年度検討、結論&gt;</p>
所管省庁	厚生労働省

厚生労働省修正案（最新）

事項名	地域主権の医療への転換
修正案	<p>・ <u>我が国の病床数や医師数の状況を踏まえ、病床数の増加につながるような制度の見直しは行わないという前提の下で、地域医療計画について、地域の実情に応じて都道府県の主体的判断が発揮できるよう、制度の弾力的な運用を検討する。&lt;平成 23 年度検討&gt;</u></p> <p>※ 2 点目は全削要求</p>

※最新案は平成 23 年 7 月 8 日現在のものであり、今後も引き続き必要な調整を行う。

【ライフイノベーション ②】

6/9 内閣府当初案

規制・制度改革事項	病床規制の見直し
規制・制度改革の概要（案）	<p>① 地域で真に必要な医療資源を確保するとともに、患者視点での地域医療の再構築と質の向上という視点から、病床規制の在り方を検討し、結論を得る。          &lt;平成 23 年度検討、結論&gt;</p> <p>② 病床規制の在り方における一般病床については、以下の観点で見直しを検討する。&lt;平成 23 年度検討、結論&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 地域に権限を全面的に委譲し、病床過剰地域における許可についても厚生労働大臣の同意を不要とする</li> <li>2) 地域に休眠病床がある場合には基準病床から休眠病床を除いて判断する</li> <li>3) 国際医療交流を政策的に推進していく際には、特例病床として開設・増床申請を許可する</li> </ol> <p>③ 医療法人等が病床を含む病院機能を別の医療法人等に事業譲渡する際に、事業譲渡前と病床種別ごとの病床数の増加がない場合は勧告の対象外であることを改めて周知する。&lt;平成 23 年度措置&gt;</p>
所管省庁	厚生労働省

厚生労働省修正案（最新）

事項名	病床規制の見直し
修正案	<p>① <u>我が国の病床数や医師数の状況を踏まえ、病床数の増加につながるような制度の見直しは行わないという前提の下で、地域医療計画について、地域の実情に応じて都道府県の主体的判断が発揮できるよう、制度の弾力的な運用を検討する。&lt;平成 23 年度検討&gt;</u></p> <p>② 医療法人等が病院又は診療所を別の医療法人等に事業譲渡する際に、<u>事業譲渡前と病床種別ごとの病床数の増加がない場合は勧告の対象外であること等勧告の対象外と</u></p>

※最新案は平成 23 年 7 月 8 日現在のものであり、今後も引き続き必要な調整を行う。

	なる事例を改めて周知する。〈平成 23 年度措置〉
--	---------------------------

※最新案は平成 23 年 7 月 8 日現在のものであり、今後も引き続き必要な調整を行う。

【ライフイノベーション ③】

6/9 内閣府当初案

規制・制度改革事項	救急救命士の職域拡大
規制・制度改革の概要（案）	・ 救急救命士の業務の場の拡大について、特に医療機関内でも業務が行えるように規定を見直す。 ＜平成 23 年度措置＞
所管省庁	厚生労働省

厚生労働省修正案（最新）

事項名	救急救命士の職域拡大
修正案	・ <del>救急救命士の業務の場の拡大について、特に医療機関内でも業務が行えるように規定を見直す。</del> ＜平成 23 年度措置＞ (全文削除)

※最新案は平成 23 年 7 月 8 日現在のものであり、今後も引き続き必要な調整を行う。

【ライフイノベーション ⑤】

6/9 内閣府当初案

規制・制度改革事項	医療保険におけるリハビリの日数制限の見直し
規制・制度改革の概要（案）	・ 医療保険におけるリハビリについては、治療の継続により状態の改善が期待できる場合の他、悪化を防止し、機能を維持することが必要で、かつ期待できると医師が判断した場合も日数制限なく受けられることが必要であるため、次期診療報酬改定で日数制限を撤廃することを検討する。〈平成 23 年度検討、結論〉
所管省庁	厚生労働省

厚生労働省修正案（最新）

事項名	医療保険におけるリハビリの日数制限の見直し
修正案	・ <u>医療保険におけるリハビリテーションについては、標準的算定日数を撤廃するべきとの意見があるが、すでに、医師が医学的に改善が見込まれると判断した場合については、標準的算定日数を超えても診療報酬を算定できるととされており、また、維持を目的とするものも一定程度提供できるととされているなど弾力的な取扱いとなっている。これらとあわせ、中央社会保険医療協議会において、平成 22 年度診療報酬改定の影響及び現状の検証を行うこととする。〈平成 23 年度検討〉</u>

※最新案は平成 23 年 7 月 8 日現在のものであり、今後も引き続き必要な調整を行う。

【ライフイノベーション ⑥】

6/9 内閣府当初案

規制・制度改革事項	調剤基本料の一元化
規制・制度改革の概要（案）	<ul style="list-style-type: none"> <li>保険薬局の調剤基本料は原則 40 点であるのに対して受付回数 4,000 回超・特定医療機関からの集中率 70%超の薬局は 24 点となっているが、患者にとってその質的な差は認められないため、次期診療報酬改定で調剤基本料を 24 点に一元化することを検討する。</li> </ul> <p>&lt;平成 23 年度検討、結論&gt;</p>
所管省庁	厚生労働省

厚生労働省修正案（最新）

事項名	調剤基本料の一元化
修正案	<ul style="list-style-type: none"> <li><u>特定の医療機関からの処方せんを多く、かつ集中的に取り扱う保険薬局については、調剤基本料が通常より低く設定されているが、これは、こういった保険薬局の経営効率を踏まえたものであり、患者にとってその質的な差が認められないため同一の低い点数にするべきとの意見もあるものの、通常の保険薬局についてこれと同一の取扱いを行うことは困難であると考えられる。</u></li> <li><u>これらを参考としつつ、経営効率の良い薬局の調剤基本料の在り方について、中央社会保険医療協議会における診療報酬改定全体の議論の中で検討する。</u></li> </ul> <p>&lt;平成 23 年度検討&gt;</p>

※最新案は平成 23 年 7 月 8 日現在のものであり、今後も引き続き必要な調整を行う。

【ライフイノベーション ⑦】

6/9 内閣府当初案

規制・制度改革事項	広告規制の緩和
規制・制度改革の概要（案）	・ 医療機関の広告規制について、広告禁止事項又は要件を定めた上で、原則自由化することを検討する。 ＜平成 23 年度検討開始＞
所管省庁	厚生労働省

厚生労働省修正案（最新）

事項名	広告規制の緩和
修正案	・ 医療機関の広告規制について、ポジティブリストの拡大 広告禁止事項又は要件を定めた上で、原則自由化することを検討する。＜平成 23 年度検討開始＞

※最新案は平成 23 年 7 月 8 日現在のものであり、今後も引き続き必要な調整を行う。

【ライフイノベーション ⑧】

6/9 内閣府当初案

規制・制度改革事項	一般用医薬品のインターネット等販売規制の見直し
規制・制度改革の概要（案）	<p>① 安全性を確保する具体的な要件の設定を前提に、第三類医薬品以外についても薬局・薬店による郵便等販売の可能性について平成 23 年度中に検討し、結論を得る。その際、経過措置期間中の副作用発生状況を検証し、見直しに反映させる。〈平成 23 年度検討、結論〉</p> <p>② 上記検討の結論が得られるまでの間、経過措置を延長する。〈平成 23 年 5 月までに措置〉</p> <p>③ また、第一類から第三類のリスク区分についても、不断の見直しを行う。〈逐次実施〉</p>
所管省庁	厚生労働省

厚生労働省修正案（最新）

事項名	一般用医薬品のインターネット等販売規制の見直し
修正案	<p>① <u>安全性を確保する具体的な要件の設定を前提に、第三類医薬品以外についても薬局・薬店による郵便等販売、及びその他の工夫も含め合理的な規制のあり方を検討する。の可能性を含めについて、平成 23 年度中に断続的に、検討合理的な規制のし、結論を得る。その際、あり方を検討する。〈平成 23 年度検討開始〉</u></p> <p>② <u>なお、医薬品の販売・流通規制のあり方については、今後の環境変化に対応し、断続的に検討・見直しを行う。</u></p> <p>②③ <u>第一類から第三類のリスク区分についても、不断の見直しを行う〈逐次実施〉</u></p> <p>③④ <u>一般用医薬品を安全・安心・円滑に供給する観点から、薬剤師等の合理的かつ適切な対面販売の実施状況、円滑供給への寄与等について検証する。〈平成 23 年度検討開始〉</u></p> <p>④⑤ <u>経過措置期間中の副作用発生状況等を検証し、見直しに反映させする。〈平成 23 年度以降検討開始、結論〉</u></p>

※最新案は平成 23 年 7 月 8 日現在のものであり、今後も引き続き必要な調整を行う。

	<p>②上記検討の結論が得られるまでの間、経過措置を延長する。 ＜平成 23 年 5 月までに措置＞</p> <p>③また、第一類から第三類のリスク区分についても、不断の見直しを行う。＜逐次実施＞</p>
--	--

※最新案は平成 23 年 7 月 8 日現在のものであり、今後も引き続き必要な調整を行う。

【ライフイノベーション ⑨】

6/9 内閣府当初案

規制・制度改革事項	地域における包括的サービスにおける事業者間連携の柔軟化
規制・制度改革の概要（案）	<p>① 地域包括ケアを実施する事業者が一部サービスを委託できる仕組みや地域の事業者が共同して地域包括ケアを実施する仕組みを構築し、利用者が小規模多機能型居宅介護等の地域包括型のサービスを受けやすくする。〈平成 23 年度中措置〉</p> <p>② まずは、小規模多機能型居宅介護事業の一部を、居宅介護支援事業者や訪問介護事業者に委託可能とする。〈平成 23 年度中措置〉</p> <p>③ また、地域の事業者が協同して設立した法人格を持たない民法上の組合や有限責任事業組合が指定を受けられるようにするとともに、入札方式による保険者の委託を可能とする。〈平成 23 年度中措置〉</p>
所管省庁	厚生労働省

厚生労働省修正案（最新）

事項名	地域における包括的サービスにおける事業者間連携の柔軟化
修正案	<p>※1点目、2点目は全削要求</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>法人格を持たない民法上の組合や有限責任事業組合による事業の実施については、<u>地域主権戦略大綱（平成 22 年 6 月 22 日閣議決定）に基づき、今国会で成立した「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」において、申請者の法人格の有無に関する基準が「従うべき基準」とされたところであり、本法の施行状況について検証する。</u></li> </ul> <p>〈平成 23 年度以降検討〉</p>

※最新案は平成 23 年 7 月 8 日現在のものであり、今後も引き続き必要な調整を行う。

【ライフイノベーション ⑩】

6/9 内閣府当初案

規制・制度改革事項	ユニット型の介護老人保険 3 施設のユニット定員の緩和
規制・制度改革の概要（案）	・ 介護保険 3 施設におけるユニットについて、1 ユニット 12～15 名程度の定員まで認める。 ＜平成 23 年度中措置＞
所管省庁	厚生労働省

厚生労働省修正案（最新）

事項名	ユニット型の介護老人保険 3 施設のユニット定員の緩和
修正案	・ <del>介護保険 3 施設におけるユニットの定員数について、個々の施設の実情に合わせた定員数をより柔軟に設定可能とするために、国が定める 1 ユニットあたり「おおむね 10 名以下」という原則を、「おおむね 10 名」とする。</del> ＜平成 23 年度中措置＞ (全文削除)

内閣府修正案（最新）

事項名	ユニット型の介護老人保険 3 施設のユニット定員の緩和
修正案	・ 介護保険 3 施設におけるユニットの定員数について、個々の施設の実情に合わせた定員数をより柔軟に設定可能とするために、国が定める 1 ユニットあたり「おおむね 10 名以下」という原則を、「おおむね 10 名前後」とする。＜平成 23 年度中措置＞

※最新案は平成 23 年 7 月 8 日現在のものであり、今後も引き続き必要な調整を行う。

【ライフイノベーション ⑪】

6/9 内閣府当初案

規制・制度改革事項	ショートステイに係る基準の見直し
規制・制度改革の概要（案）	<p>① デイサービスとの併設も含めた単独型のショートステイ（短期入所生活介護、短期入所療養介護）について、利用定員数や人員配置基準を見直し、小規模での運営を可能とする。〈平成 23 年度中措置〉</p> <p>② 有料老人ホーム等、特定施設入居者生活介護の空室において、認知症対応型共同生活介護の短期利用事業と同様、短期入所生活介護の短期利用を可能とする。〈平成 23 年度中措置〉</p>
所管省庁	厚生労働省

厚生労働省修正案（最新）

事項名	ショートステイに係る基準の見直し
修正案	<p>① 単独型のショートステイ（短期入所生活介護、短期入所療養介護）には、「<u>地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 23 年法律第 37 号）</u>」において、利用定員数は「<u>標準</u>」とされ、人員配置基準は「<u>従うべき基準</u>」とされたところであり、その施行状況について検証する。 〈平成 23 年度以降検討〉</p> <p>② 有料老人ホーム等、特定施設入居者生活介護の空室における短期入所生活介護の短期利用について、<u>検討を行い、結論を得る。</u> 〈平成 23 年度中検討・結論、平成 24 年度措置〉</p>

※最新案は平成 23 年 7 月 8 日現在のものであり、今後も引き続き必要な調整を行う。

【ライフイノベーション ⑫】

6/9 内閣府当初案

規制・制度改革事項	地域密着型サービス利用の例外の適用の見直し
規制・制度改革の概要（案）	・ 介護保険の特長である「サービスの選択」が可能となるよう、グループホームに住所地特例を適用する。〈平成 23 年度中措置〉
所管省庁	厚生労働省

厚生労働省修正案（最新）

事項名	地域密着型サービス利用の例外の適用の見直し
修正案	・ <u>地域密着型サービスについて、他市町村にある事業所の利用が可能となる例外については既に制度化されているところであるが、一層介護保険の特徴である「サービスの選択」に資するよう、現場の実情を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。</u> 〈平成 23 年度中措置〉

※最新案は平成 23 年 7 月 8 日現在のものであり、今後も引き続き必要な調整を行う。

【ライフイノベーション ⑬】

6/9 内閣府当初案

規制・制度改革事項	ホテルコスト・補足給付の適正化
規制・制度改革の概要（案）	<p>① 補足給付について、入居前の世帯の所得状況、および、入居後の残された世帯の生活状況を勘案するとともに、重度者等のみに限定し、さらに、ホテルコストについて、介護保険施設の多床室においても適正額を徴収する。＜平成 23 年度中措置＞</p> <p>② 入所・居住系施設をケア付き住宅等として再編することにより、介護保険施設以外にも補足給付を拡げ、利用者の適正な選択に資するようにする。 ＜平成 23 年度中措置＞</p>
所管省庁	厚生労働省

厚生労働省修正案（最新）

事項名	ホテルコスト・補足給付の適正化
修正案	<p>・ <u>社会保障審議会介護保険部会において、補足給付について入所前の世帯の所得状況を勘案するとともに、ホテルコストについて、介護保険施設の多床室においても適正額を徴収すべきであるとの意見が出されたことを踏まえ、補足給付やホテルコストの将来的なあり方について社会保障と税の一体改革の議論と併せて検討する。</u></p> <p>＜平成 23 年度以降検討＞ ※ 2 点目は全削要求</p>

※最新案は平成 23 年 7 月 8 日現在のものであり、今後も引き続き必要な調整を行う。

【ライフイノベーション ⑭】

6/9 内閣府当初案

規制・制度改革事項	介護総量規制の緩和
規制・制度改革の概要（案）	・ 利用者の自由な選択に資するという観点から、一定以上のサービスの質及び事業者間の適正な競争環境が保たれることを前提に、長期的には介護総量規制を撤廃すべきであり、当面、有料老人ホームなど特定施設における規制は撤廃し、現在の需給不均衡を是正する。＜平成 23 年度中措置＞
所管省庁	厚生労働省

厚生労働省修正案（最新）

事項名	地域におけるよりの確な介護ニーズの把握
修正案	・ <u>地方自治体は、必要と認める場合は介護保険事業（支援）計画に定める必要利用定員総数を超えて指定することが可能であり、実際に、状況に応じて計画数を超える指定を既に行っている。地域包括ケアの考え方の下、在宅介護を基本としつつ、多様な介護サービスをバランスよく整備することとしている現在の介護施策としては総量規制は必要であると考え、地方自治体が介護保険事業計画を策定するに際して、地域のニーズをより一層的に把握するための仕組みについて検討を行う。＜平成 23 年度中措置＞</u>

※最新案は平成 23 年 7 月 8 日現在のものであり、今後も引き続き必要な調整を行う。

【ライフイノベーション ⑮】

6/9 内閣府当初案

規制・制度改革事項	社会福祉法人以外の保育所運営事業者の会計報告手続の簡素化
規制・制度改革の概要（案）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育所運営事業者の会計については、イコールフットイングによる株式会社・NPO等の多様な主体の参入促進の観点から、会計基準を法人類型ごとの会計ルールに従わせ、一層の簡素化を進める方向で検討し、新システム発足前に実施が可能な内容を整理・検討する。</li> </ul> <p>＜平成 23 年度中検討・結論＞</p>
所管省庁	厚生労働省

厚生労働省修正案（最新）

事項名	社会福祉法人以外の保育所運営事業者の会計報告手続の簡素化
修正案	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育所運営事業者の会計については、イコールフットイングによる株式会社・NPO等の多様な主体の参入促進の観点から、会計基準を法人類型ごとの会計ルールに従わせ、一層の簡素化を進める方向で検討し、子ども・子育て新システムと同時に実施する。</li> </ul> <p>＜子ども・子育て新システムと同時の施行を目指す＞</p>

※最新案は平成 23 年 7 月 8 日現在のものであり、今後も引き続き必要な調整を行う。

【ライフイノベーション ⑩】

6/9 内閣府当初案

規制・制度改革事項	保育所運営費の使途制限の見直し
規制・制度改革の概要（案）	<p>① 保育所運営費の使途範囲の具体的な在り方については、事業者に自由度を持たせ、一定の経済的基礎の確保等を条件に、他事業への活用を可能とすることなどを検討し、結論を得た上で子ども・子育て新システムにおいて実施する。〈新システム発足時に措置〉</p> <p>② 併せて、運営費の使途範囲の見直しのうち、新システム発足前に実施が可能な内容を整理・検討する。 〈平成 23 年度中検討・結論〉</p>
所管省庁	厚生労働省

厚生労働省修正案（最新）

事項名	保育所運営費の使途制限の見直し
修正案	<p>・ 保育所運営費の使途範囲の具体的な在り方については、事業者に自由度を持たせ、一定の経済的基礎の確保等を条件に、他事業への活用を可能とすることなどを検討し、結論を得た上で子ども・子育て新システムにおいて実施する。〈子ども・子育て新システムと同時の施行を目指す〉</p>

※最新案は平成 23 年 7 月 8 日現在のものであり、今後も引き続き必要な調整を行う。

【ライフイノベーション ⑰】

6/9 内閣府当初案

規制・制度改革事項	保育士試験受験要件等の見直し
規制・制度改革の概要（案）	<ul style="list-style-type: none"> <li>認可外保育施設で一定期間保育に従事した者を対象に含める事や、勤務実績に応じ一定の科目免除を行う等、保育士試験の受験資格に関する見直しを子ども・子育て新システムの検討と併せて検討し、新システム導入前に実施可能な内容を整理の上、実施する。</li> </ul> <p>&lt;平成 23 年度中措置&gt;</p>
所管省庁	厚生労働省

厚生労働省修正案（最新）

事項名	保育士試験受験要件等の見直し
修正案	<ul style="list-style-type: none"> <li>認可外保育施設で一定期間保育に従事した者を対象に含めることや、勤務実績に応じ一定の科目免除を行う等、保育士試験の受験資格に関する見直しを子ども・子育て新システムの検討と併せて検討し、見直し可能な内容を整理の上、子ども・子育て新システムと同時の実施を目指す。</li> </ul> <p>&lt;子ども・子育て新システムと同時の施行を目指す&gt;</p>

※最新案は平成 23 年 7 月 8 日現在のものであり、今後も引き続き必要な調整を行う。

【仕分け A-1】

6/9 内閣府当初案

規制・制度改革事項	訪問看護ステーションの開業要件の見直し
規制・制度改革の概要	・ 24 時間対応において近隣の医師等との連携を進めるということ等一定の要件の下で指定訪問看護事業所の一人開業を認める。〈平成 23 年度中措置〉
所管省庁	厚生労働省

厚生労働省修正案（最新）

事項名	訪問看護ステーションの開業要件の見直し
修正案	<p>・ 病院、診療所、一定以上の人員を有する訪問看護ステーションと適切に連携を図ることなど、サービスの安定的な提供及び安全性の確保に配慮しつつ、一定の要件の下で 24 時間の対応が可能な指定訪問看護事業所の人員基準の見直し（1 人又は 2 人）について検討し結論を得る。</p> <p>なお、東日本大震災の被災地においては、指定訪問看護事業所の人員基準を満たさない事業所に対し、市町村の判断で保険給付を行う措置を特例的に認めたところであり、人員基準の見直しに当たっては、当該措置の実施状況も踏まえて検討する。</p> <p>〈平成 23 年度中検討・結論〉</p>

※最新案は平成 23 年 7 月 8 日現在のものであり、今後も引き続き必要な調整を行う。

【その他（物流・運輸）①】

6/9 内閣府当初案

規制・制度改革事項	国際航空協定に関する独占禁止法適用除外制度の見直し
規制・制度改革の概要（案）	・ 独占禁止法適用除外制度について、適切なアライアンス間競争を確保できるよう配慮した上で、廃止すべきである。＜平成 23 年度措置＞【P】
所管省庁	国土交通省

内閣府再提出案（最新）

規制・制度改革事項	国際航空協定に関する独占禁止法適用除外制度の見直し
規制・制度改革の概要（案）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>国土交通省は、航空法上の国際航空に関する独占禁止法適用除外制度について、公正取引委員会と協議しつつ、諸外国の制度との整合性について、諸外国の制度の運用を踏まえた検証を行い、その結果を公表する。＜平成 23 年度措置＞</u></li> <li>・ <u>国土交通省は、当該検証結果を踏まえ、利用者の利益、日本における航空法上の国際航空に関する独占禁止法適用除外制度の運用を踏まえ、公正取引委員会と協議しつつ、制度の抜本的な見直しを行う＜平成 24 年度措置＞</u></li> <li>・ <del>独占禁止法適用除外制度について、適切なアライアンス間競争を確保できるよう配慮した上で、廃止すべきである。＜平成 23 年度措置＞【P】</del></li> </ul>

## 規制・制度改革第2クールの検討状況について (ライフイノベーション関係項目)

\* 現在協議中の15項目を抽出

(注) 以下資料中の表記について

- ・ 「規制・制度改革の概要(案)」は、規制・制度改革分科会中間とりまとめ(平成23年1月26日)における原案を指す。
- ・ 「小委員会・PT意見」は、民主党成長戦略・経済対策PT及びライフイノベーション小委員会におけるとりまとめを指す。
- ・ 「協議状況」は、平成23年6月30日時点における状況を示す。また、同欄内の「(参考)厚生労働省意見」は、直近の厚生労働省意見を掲載している。
- ・ 「合意案等」は、特段の注記がない場合は4月8日閣議決定文を指す。

規制制度改革分科会中間とりまとめ（平成23年1月26日）等のライフイノベーション関係項目

番号	※1	項目名	番号	※1	項目名
1		地域主権の医療への転換	21		ユニット型の介護老人保険3施設のユニット定員の緩和
2		病床規制の見直し	22	○	特別養護老人ホームの医療体制の改善
3	○	医療法人の再生支援・合併における諸規制の見直し	23		ショートステイに係る基準の見直し
4	○	医師不足解消のための教育規制改革	24	○	介護保険の指定を受けた事業所の二次利用の解禁
5		救急救命士の職域拡大	25		地域密着型利用の例外の適用及び 認知症対応型共同生活介護グループホームへの住所地特例の適用
6	○	医療行為の無過失補償制度の導入	26		ホテルコスト・補足給付の適正化
7		高額療養費制度の見直し	27	○	給付限度額を超えて利用する場合の利用者負担の見直し
8		医療保険におけるリハビリの日数制限の見直し	28		介護総量規制の緩和
9		調剤基本料の一元化	29	○	「介護サービス情報の公表」制度の停止
10	×	ICDコーディングの改善と包括医療用病名マスターの編集	30	○	訪問介護など居宅サービスにおける基本様式の統一
11		広告規制の緩和	31	○	障害者自立支援法の移動支援事業（地域生活支援事業）を 居宅介護事業者が行う際の人員要件の見直し
12	○	希少疾病用医療機器の市場導入促進に向けた制度の整備	32	○	チャレンジド（障がい者）の雇用・就労促進のための柔軟な運用
13	○	医療機器の改良改善に係る一部変更承認申請不要範囲の拡大	33		社会福祉法人以外の保育所運営事業者の会計報告手続き簡素化
14	○	医療機器における品目ごとのQMS調査制度の見直し	34		保育所運営費の用途制限の見直し
15	×	医薬品・医療機器の審査業務にかかる法的責任の明確化	35	○	安心子ども基金の補助対象範囲の拡大
16	○	医薬品・医療機器におけるイノベーションの適切な評価の実施	36		保育士試験受験要件等の見直し
17		一般用医薬品のインターネット等販売規制の緩和	37	○	放課後児童クラブの開所時間の延長
18	○	施設・入所系サービスの再編	—		訪問看護ステーションの開業要件の見直し（※2）
19	○	居宅サービス事業所における統合サービスの運営	—		医薬品及び医療機器の審査手続き（※2）
20		地域における包括的サービスにおける事業者間連携の柔軟化			

（※1）○がついているものは、平成23年4月8日閣議決定済み<18項目>

×がついているものは、これまでの協議過程において内閣府が削除したものと<2項目>

（※2）中間とりまとめにおいては含まれていなかったが、内閣府から規制仕分けでとりあげるよう指示があったもの

（参考）規制・制度改革第1クールでは、ライフイノベーション分野として16項目を閣議決定した。

現在の協議中案件  
15項目

## ① 地域主権の医療への転換

規制・制度改革の概要(案)	小委員会・PT意見	協議状況	合意案等
<p>① 地域医療計画の策定において、地域の実情に応じて都道府県の主体的判断がより発揮できるように、国は基本的な方針の提示にとどめ、基準病床の算定式の提示及び国との協議義務を廃止することを検討する。            &lt;平成 23 年度検討、結論&gt;</p> <p>② 健康保険法に基づく保険医療機関の指定業務を都道府県に移管し、指導・監督についても都道府県の権限とすることを検討する。            &lt;平成 23 年度検討、結論&gt;</p>	<p>① 病床数の増加に繋がるような制度の見直しは行わないという前提で、都道府県の主体的判断が発揮できるよう制度の弾力的な運用を検討する。</p> <p>② 保険医療機関の指定業務を都道府県に移管し、指導・監督も都道府県の権限とすることを検討する。という行政刷新会議の意見に対しては医療保険制度と不可分の領域であり、意見は時期尚早であり、削除する。</p>	<p>【政務折衝中】            (参考)厚生労働省意見</p> <p>① <u>我が国の病床数や医師数の状況を踏まえ、病床数の増加につながるような制度の見直しは行わないという前提の下で、地域医療計画について、地域の実情に応じて都道府県の主体的判断が発揮できるよう、制度の弾力的な運用を検討する。</u>            &lt;平成 23 年度検討&gt;</p> <p>② (削除)</p>	<p>—</p>

## ② 病床規制の見直し

規制・制度改革の概要(案)	小委員会・PT意見	協議状況	合意案等
<p>① 地域で真に必要な医療資源を確保するとともに、患者視点での地域医療の再構築と質の向上という視点から、病床規制の在り方を検討し、結論を得る。〈平成 23 年度検討、結論〉</p> <p>② 病床規制の在り方における一般病床については、以下の観点で見直しを検討する。〈平成 23 年度検討、結論〉</p> <p>1) 地域に権限を全面的に委譲し、病床過剰地域における許可についても厚生労働大臣の同意を不要とする</p> <p>2) 地域に休眠病床がある場合には基準病床から休眠病床を除いて判断する</p> <p>3) 国際医療交流を政策的に推進していく際には、特例病床として開設・増床申請を許可する</p> <p>③ 医療法人等が病床を含む病院機能を別の医療法人等に事業譲渡する際に、事業譲渡前と病床種別ごとの病床数の増加がない場合は勧告の対象外であることを改めて周知する。〈平成 23 年度措置〉</p>	<p>① 病床数の増加に繋がるような制度の見直しは行わないという前提で、都道府県の主体的判断が発揮できるよう制度の弾力的な運用を検討する。</p> <p>② 医療法人が病院又は診療所を譲渡する際に、病床数の増加がない場合は勧告の対象外であること等勧告の対象外となる事例を改めて周知する。</p>	<p>【政務折衝中】</p> <p>(参考)厚生労働省意見</p> <p>① <u>我が国の病床数や医師数の状況を踏まえ、病床数の増加につながるような制度の見直しは行わないという前提の下で、地域医療計画について、地域の実情に応じて都道府県の主体的判断が発揮できるよう、制度の弾力的な運用を検討する。</u>  <u>〈平成 23 年度検討〉</u></p> <p>② 医療法人等が病院又は診療所を別の医療法人等に事業譲渡する際に、事業譲渡前と病床種別ごとの病床数の増加がない場合は勧告の対象外であること等<u>勧告の対象外となる事例を改めて周知する。</u>〈平成 23 年度措置〉</p>	<p>—</p> <p>※病床規制に関わる前半部分については、前項「①地域主権の医療への転換」と同内容につき、一つの項目として統合する点については合意済み。</p>

## ⑤ 救急救命士の職域拡大

規制・制度改革の概要(案)	小委員会・PT意見	協議状況	合意案等
<p>救急救命士の業務の場の拡大について、特に医療機関内でも業務が行えるように規定を見直す。</p> <p>&lt;平成 23 年度措置&gt;</p>	<p>救急救命士の業務の場の拡大について、特に医療機関内でも業務が行えるように規定を見直すには以下の 2 案が考えられる。</p> <p>① 救急救命士の資格を持つ消防隊員(地方公務員)が医療機関へ搬送した後も医療機関内で業務を行う。</p> <p>② 救急救命士の資格は持つが、消防隊員(地方公務員)ではない者が医療機関内で業務を行う。</p> <p>①②ともに法改正を必要とし、十分な議論が必要になる。3 月中に結論を得ることは不可能である。①において、厳格な規定はかえって現場の混乱を招く恐れがあり、②において、救急救命士の知見を一定程度評価し、看護師資格の取得を一般よりも容易にすること、等の案も考えられる。</p> <p>しかし、医療機関内への職域拡大は医療機関であればどこでも限定された業務範囲で業務を行えることになり、「第 2 の看護師資格」の創設と同じであり、問題である。</p> <p>従ってこの項目は削除すべきである。</p>	<p><b>【政務折衝中】</b></p> <p>(参考)厚生労働省意見 (削除)</p>	<p>—</p>

## ⑧ 医療保険におけるリハビリの日数制限の見直し

規制・制度改革の概要(案)	小委員会・PT意見	協議状況	合意案等
<p>医療保険におけるリハビリについては、治療の継続により状態の改善が期待できる場合の他、悪化を防止し、機能を維持することが必要で、かつ期待できると医師が判断した場合も日数制限なく受けられることが必要であるため、次期診療報酬改定で日数制限を撤廃することを検討する。</p> <p>&lt;平成 23 年度検討、結論&gt;</p>	<p>既に、医師の判断に基づき、維持期も含め、標準的算定日数を超えても継続して診療報酬を算定することが可能である。</p> <p>さらに、法に基づいて設置されている中央社会保険医療協議会で、診療報酬上の適正な評価のあり方について(リハビリの日数についても)議論しているところである。閣議決定を前提に、取りまとめるべき内容ではなく削除すべきである。</p>	<p><b>【政務折衝中】</b></p> <p>(参考)厚生労働省意見</p> <p><u>医療保険におけるリハビリテーションについては、標準的算定日数を撤廃すべきとの意見があるが、すでに、医師が医学的に改善が見込まれると判断した場合については、標準的算定日数を超えても診療報酬を算定できることとされており、また、維持を目的とするものも一定程度提供できることとされているなど弾力的な取扱いとなっている。</u></p> <p><u>これらとあわせ、中央社会保険医療協議会において、平成 22 年度診療報酬改定の影響及び現状の検証を行うこととする。</u></p> <p>&lt;平成 23 年度検討&gt;</p>	<p>—</p>

## ⑨ 調剤基本料の一元化

規制・制度改革の概要(案)	小委員会・PT意見	協議状況	合意案等
<p>保険薬局の調剤基本料は原則 40 点であるのに対して受付回数 4,000 回超・特定医療機関からの集中率 70% 超の薬局は 24 点となっているが、患者にとってその質的な差は認められないため、次期診療報酬改定で調剤基本料を 24 点に一元化することを検討する。</p> <p>&lt;平成 23 年度検討、結論&gt;</p>	<p>受付 1 回につき原則 40 点の調剤基本料をわずか 1% 程度の特別な薬局にのみ適用されている 24 点に一元化することは現実的に不可能である。</p> <p>さらに、法に基づいて設置されている中央社会保険医療協議会で平成 23 年度に議論されるべき事項であり、閣議決定を前提に取りまとめるべき内容ではなく削除すべきである。</p>	<p><b>【政務折衝中】</b></p> <p>(参考)厚生労働省意見</p> <p><u>特定の医療機関からの処方せんを多く、かつ集中的に取り扱う保険薬局については、調剤基本料が通常より低く設定されているが、これは、こういった保険薬局の経営効率を踏まえたものであり、患者にとってその質的な差が認められないため同一の低い点数にするべきとの意見もあるものの、通常の保険薬局についてこれと同一の取扱いを行うことは困難であると考えられる。</u></p> <p><u>これらを参考としつつ、経営効率の良い薬局の調剤基本料の在り方について、中央社会保険医療協議会における診療報酬改定全体の議論の中で検討する。</u></p> <p>&lt;平成 23 年度検討&gt;</p>	<p>—</p>

⑪ 広告規制の緩和			
規制・制度改革の概要(案)	小委員会・PT意見	協議状況	合意案等
<p>① 医療機関の広告規制について、ポジティブリスト方式を改め、原則自由化する。 ＜平成 23 年度措置＞</p> <p>② 医薬品等適正広告基準の第 3 の 5「医療用医薬品等の広告の制限」を削除する。 ＜平成 23 年度措置＞</p>	<p>① 全面自由化ではなく、ネガティブリストに転換する。</p> <p>② 医薬品等適正広告基準の第 3 の 5「医療用医薬品等の広告の制限」を踏まえ、患者の立場に立った適正な情報の提供を推進する。＜随時実施＞</p>	<p>【事務協議中】</p> <p>(参考)厚生労働省意見</p> <p>① 医療機関の広告規制について、<u>ポジティブリストの拡大を検討する。</u> ＜平成 23 年度検討＞</p> <p>② 医薬品等適正広告基準の第 3 の 5「<u>医療用医薬品等の広告の制限</u>」を踏まえて、<u>引き続き、患者の立場に立った適正な情報の提供を推進する。</u> ＜随時実施＞</p>	<p>① 事務協議中</p> <p>③ 削除</p>

⑰ 一般用医薬品のインターネット等販売規制の緩和 ★規制仕分け項目

規制・制度改革の概要(案)	小委員会・PT意見	協議状況	合意案等
<p>販売履歴の管理、購入量の制限など、一定の安全性を確保しながらインターネット等で医薬品を販売するためのルールを制定する。同時に、店舗での販売においても、テレビ電話、FAX等を活用し、遠隔でも薬剤師からリアルタイムで情報提供を受けられる体制を確保している場合は、薬剤師、登録販売者の常駐義務を撤廃する。</p> <p>&lt;平成23年5月までに措置&gt;</p>	<p>規制仕分けの評価結果は以下の2点であった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 安全性を確保する具体的な要件の設定を前提に、第三類医薬品以外についても薬局・薬店による郵便等販売の可能性を検討する。</li> <li>○ 検討の結果が得られるまでの間、経過措置を延長する。第一類から第三類のリスト区分についても、不断の見直しを行う。</li> </ul> <p>この結果は是認するが、我が国においては医療分野におけるITの利活用が進んでいないことが指摘されている、今後少子高齢社会・孤立化が進む懸念がある、等の観点からITを利用した対面診療のあり方について早急に検討すべきであると考える。</p> <p>留意点</p> <p>OTC 薬局勤務の薬剤師や2年前に導入し既に10万人の有資格者が存在する登録販売員の就業機会に与える影響については慎重に検討すること。</p>	<p>【政務折衝中】</p> <p>(参考) 政務折衝後案文</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 安全性を確保する具体的な要件の設定を前提に、第三類医薬品以外の薬局・薬店による郵便等販売、及びその他の工夫も含め、合理的な規制のあり方を検討する。&lt;平成23年度検討開始&gt;</li> <li>② なお、医薬品の販売・流通規制のあり方については、今後の環境変化に対応し、断続的に検討・見直しを行う。</li> <li>③ 第一類から第三類のリスク区分についても、不断の見直しを行う。 &lt;逐次実施&gt;</li> <li>④ 一般用医薬品を安全・安心・円滑に供給する観点から、薬剤師等の合理的かつ適切な対面販売の実施状況、円滑供給への寄与等について検証する。 &lt;平成23年度検討開始&gt;</li> <li>⑤ 経過措置期間中の副作用発生状況等を検証する。 &lt;平成23年度以降検討開始&gt;</li> </ul>	<p>—</p>

⑳ 地域における包括的サービスにおける事業者間連携の柔軟化

規制・制度改革の概要(案)	小委員会・PT意見	協議状況	合意案等
<p>① 地域包括ケアを実施する事業者が一部サービスを委託できる仕組みや地域の事業者が共同して地域包括ケアを実施する仕組みを構築し、利用者が小規模多機能型居宅介護等の地域包括型のサービスを受けやすくすべきである。〈平成 23 年度中措置〉</p> <p>② まずは、小規模多機能型居宅介護事業の一部を、居宅介護支援事業者や訪問介護事業者に委託可能とするべきである。〈平成 23 年度中措置〉</p> <p>③ また、地域の事業者が協同して設立した法人格を持たない民法上の組合や有限責任事業組合が指定を受けられるようにするとともに、入札方式による保険者の委託を可能とするべきである。〈平成 23 年度中措置〉</p>	<p>① 小規模多機能型居宅介護事業の一部を居宅介護支援事業者や訪問介護事業者に委託可能とすべき。という行政刷新会議の意見については、サービスの一部分割は改正介護保険法における地域包括ケアの理念に反しており、削除すべきである。</p> <p>② 法人格を持たない民法上の組合や有限責任事業組合が指定を受けられるようにする、という行政刷新会議の意見については、地域主権戦略大綱においては法人格について「従うべき基準」とされている。また、改正介護保険法においても、指定を条例委任された政令市、中核市においても守るべき基準とされることから削除すべきである。</p>	<p>【政務折衝中】 (参考)厚生労働省意見</p> <p>① (削除)</p> <p>② (削除)</p> <p>③ 法人格を持たない民法上の組合や有限責任事業組合による事業の実施については、<u>地域主権戦略大綱(平成 22 年 6 月 22 日閣議決定)</u>に基づき、<u>今国会で成立した「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」</u>において、<u>申請者の法人格の有無に関する基準が「従うべき基準」とされたところであり、本法の施行状況について検証する。</u> 〈平成 23 年度以降検討〉</p>	<p>—</p>

## ② ユニット型の介護老人保健3施設のユニット定員の緩和

規制・制度改革の概要(案)	小委員会・PT意見	協議状況	合意案等
<p>介護保険3施設におけるユニットについて、1ユニット12～15名程度の定員まで認めるべきである。</p> <p>&lt;平成23年度中措置&gt;</p>	<p>① 本年5月26日に成立した「地域主権改革関連3法」施行後、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等については、居室面積基準等一部を除き、地方公共団体の制定する条例に委任することとされている。1ユニットの入居定員数は「参酌すべき基準」とされる予定であり、地方公共団体の判断で地域の実情に合わせた定員数の設定が可能となる予定であり、既に対応済みと考えられるため、項目を削除すべきである。</p> <p>② ただし、定員数と介護サービスの質についての客観的基準を定めることは難しく、現在厚生労働省が定める1ユニットの入居定員数については「おおむね10名以下」と規定している部分については「おおむね10名」と変更することが望ましい。</p> <p>留意点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 入居者一人あたりの居室面積基準がきちんと守られるよう、施設の増築や改築を行う必要がある。</li> <li>○ 現場からは、介護職員一人あたりの入所者数を下げるべきであるという意見の方が多い。</li> </ul>	<p>【事務協議中】</p> <p>(参考)厚生労働省意見 (削除)</p>	<p>—</p>

## ⑳ ショートステイに係る基準の見直し

規制・制度改革の概要(案)	小委員会・PT意見	協議状況	合意案等
<p>① デイサービスとの併設も含めた単独型のショートステイ（短期入所生活介護、短期入所療養介護）について、利用定員数や人員配置基準を見直し、小規模での運営を可能とするべきである。            &lt;平成 23 年度中措置&gt;</p> <p>② 有料老人ホーム等、特定施設入居者生活介護の空室において、認知症対応型共同生活介護の短期利用事業と同様、短期入所生活介護の短期利用を可能とするべきである。            &lt;平成 23 年度中措置&gt;</p>	<p>① 単独型のショートステイ（短期入所生活介護、短期入所療養介護）については、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の関係法律の整備に関する法律」において、都道府県がその地域の実情に応じて定員数を定めることとされており、利用定員数は「標準」、人員配置基準については「従うべき基準」とされている。人員配置基準については平成 23 年度の介護報酬改定の議論の中で見直しを検討する。</p> <p>② 有料老人ホーム等、特定施設入居者生活介護の空室のショートステイ利用については、介護の質や利用者の尊厳等介護のあり方に係わる事項であることから、社保審介護給付費分科会において平成 23 年度に議論を行い、結論を得る。            &lt;平成 24 年度措置&gt;</p>	<p>【政務折衝中】</p> <p>(参考)厚生労働省意見</p> <p>① 単独型のショートステイ（短期入所生活介護、短期入所療養介護）については、「<u>地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 23 年法律第 37 号）</u>」において、<u>利用定員数は「標準」とされ、人員配置基準は「従うべき基準」とされたところであり、その施行状況について検証する。</u>            &lt;平成 23 年度以降検討&gt;</p> <p>② 有料老人ホーム等、特定施設入居者生活介護の空室における短期入所生活介護の短期利用について、<u>検討を行い、結論を得る。</u>            &lt;平成 23 年度中検討・結論、平成 24 年度措置&gt;</p>	<p>—</p>

②⑤ 地域密着型利用の例外の適用及び認知症対応方共同生活介護グループホームへの住所地特例の適用

規制・制度改革の概要(案)	小委員会・PT意見	協議状況	合意案等
<p>介護保険の特長である「サービスの選択」が可能となるよう、グループホームに住所地特例を適用すべきである。〈平成 23 年度中措置〉</p>	<p>地域密着型サービスは、高齢者の住み慣れた地域での生活を支えることを目的としている。グループホームに住所地特例を適用すべきか、平成 23 年度中に検討し、結論を出す。</p> <p>留意点</p> <p>保険者市町村と地域密着型サービス事業所の所在地市町村が同意することで、他市町村に所在する地域密着型サービス事業所を利用することが可能である。</p>	<p>【政務折衝中】</p> <p>(参考)厚生労働省意見</p> <p><u>地域密着型サービスについて、他市町村にある事業所の利用が可能となる例外については既に制度化されているところであるが、一層介護保険の特徴である「サービスの選択」に資するよう、現場の実情を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。</u></p> <p>〈平成 23 年度中措置〉</p>	<p>—</p>

②⑥ ホテルコスト・補足給付の適正化

規制・制度改革の概要(案)	小委員会・PT意見	協議状況	合意案等
<p>① 補足給付について、入居前の世帯の所得状況、および、入居後の残された世帯の生活状況を勘案するとともに、重度者等のみ限定し、さらに、ホテルコストについて、介護保険施設の多床室においても適正額を徴収すべきである。            &lt;平成 23 年度中措置&gt;</p> <p>② 入所・居住系施設をケア付き住宅等として再編することにより、介護保険施設以外にも補足給付を拡げ、利用者の適正な選択に資するようにすべきである。&lt;平成 23 年度中措置&gt;</p>	<p>① 介護保険施設における補足給付について、入居前後の世帯の所得、生活状況を勘案して対象者を見直す</p> <p>② 介護老人福祉施設のうち、多床室、従来型個室、ユニット型施設間の利用者負担の不均衡を改善する</p> <p>等の検討は介護報酬改定の中で平成 23 年度中に検討し、結論を出す。</p>	<p>【政務折衝中】</p> <p>(参考)厚生労働省意見</p> <p>① <u>社会保障審議会介護保険部会において、補足給付について入所前の世帯の所得状況を勘案するとともに、ホテルコストについて介護保険施設の多床室においても適正額を徴収すべきであるとの意見が出されたことを踏まえ、補足給付やホテルコストの将来的なあり方について社会保障と税の一体改革の議論と併せて検討する。</u>            &lt;平成 23 年度以降検討&gt;</p> <p>② (削除)</p>	

## ⑳ 介護総量規制の緩和

規制・制度改革の概要(案)	小委員会・PT意見	協議状況	合意案等
<p>利用者の自由な選択に資するという観点から、一定以上のサービスの質及び事業者間の適正な競争環境が保たれることを前提に、長期的には介護総量規制を撤廃すべきであり、当面、有料老人ホームなど特定施設における規制は撤廃し、現在の需給不均衡を是正すべきである。            &lt;平成 23 年度中措置&gt;</p>	<p>規制改革側提案の内容は 6 月 15 日成立した改正介護保険法に盛り込まれておらず、</p> <p>① 項目名を「地域におけるよりの確な介護ニーズの把握」に変更する。</p> <p>② 現在の介護施策として、総量規制は必要であると考えているが、地方自治体が介護保険事業計画を策定する際に、地域のニーズをより一層的確に把握する仕組みの検討を行う。</p>	<p><b>【政務折衝中】</b></p> <p>(参考)厚生労働省意見</p> <p><u>地方自治体は、必要と認める場合は介護保険事業（支援）計画に定める必要利用定員総数を超えて指定することが可能であり、実際に、状況に応じて計画数を超える指定を既に行っている。地域包括ケアの考え方の下、在宅介護を基本としつつ、多様な介護サービスをバランスよく整備することとしている現在の介護施策としては総量規制は必要であると考えているが、地方自治体が介護保険事業計画を策定するに際して、地域のニーズをより一層的確に把握するための仕組みについて検討を行う。&lt;平成 23 年度中措置&gt;</u></p> <p>※タイトルについて  <u>地域におけるよりの確な介護ニーズの把握</u></p>	<p>—</p>

○ 訪問看護ステーションの開業要件の見直し ★規制仕分け項目

規制・制度改革の概要(案)	小委員会・PT意見	協議状況	合意案等
<p>—</p> <p>(参考)内閣府からの閣議決定案 (平成23年6月9日時点)</p> <p>24時間対応において近隣の医師等との連携を進めるといふこと等一定の要件の下で指定訪問看護事業所の一人開業を認める。</p> <p>&lt;平成23年度中措置&gt;</p>	<p>規制仕分けの評価結果は以下である。</p> <p>「一定の要件の下で一人開業を認める。24時間対応において近隣の医師等との連携を進めるといふこと等を要件とすべき。」</p> <p>しかし、少子高齢化が進み、医療ニーズが高まっても、高齢者が安心して在宅生活を営むため、訪問看護サービスを安定的に供給し、充実すべきである。3月11日閣議決定の介護保険法改正案では①訪問看護と訪問介護を一体的に提供する24時間対応型の定期巡回・随時訪問型サービスの創設 ②訪問看護と小規模多機能型居宅介護を一体的に提供する複合型サービスの創設等が盛り込まれている。やってみて駄目だったら辞めればいふという安易な緩和は断じて行ふべきではない。</p> <p>また、東日本大震災対応として、4月22日に発出された省令において、平成24年2月29日まで、被災地に限り一人開業を認めたところであり、サテライトとの比較を検証すべきである。</p> <p>留意点</p> <p>1. サービスが安定的に供給されず、利用者が不利益を被るおそれが高い。</p>	<p>【政務折衝中】</p> <p>(参考)政務折衝後案文</p> <p>病院、診療所、一定以上の人員を有する訪問看護ステーションと適切に連携を図ることなど、サービスの安定的な提供及び安全性の確保に配慮しつつ、一定の要件の下で24時間の対応が可能な指定訪問看護事業所の人員基準の見直し(1人又は2人)について検討し結論を得る。</p> <p>なお、東日本大震災の被災地においては、指定訪問看護事業所の人員基準を満たさない事業所に対し、市町村の判断で保険給付を行う措置を特例的に認めたところであり、人員基準の見直しに当たっては、当該措置の実施状況も踏まえて検討する。</p> <p>&lt;平成23年度中検討・結論&gt;</p>	<p>—</p>

- ・ 夜間・緊急時の対応が十分に出来ない。
  - ・ 経営が不安定であるため、急に廃業になる可能性が高い。
  - ・ 仮に複数の事業所の連携によりサービスが行われるとした場合、利用者負担の増加や、情報共有が徹底されないおそれがある。
2. 他のサービス提供者との公平性が担保されないおそれが高い。
  3. 潜在看護師の活用には繋がらない。
    - ・ 医療ニーズの高い利用者への対応は、現場から離れていた潜在看護師に不可能であり、医療安全から不適切である。
  4. ニーズが見込めない。
    - ・ 現行制度上、サテライト事業所の設置や特例居宅介護サービス費の仕組みを活用し、実質的に1人開業が可能であるにもかかわらず、実態としては利活用が進んでいない。
  5. 諸外国の流れは大規模化・一体的サービスの提供である。
    - ・ 諸外国の多くでは、サービスを提供する1事業所あたりの従業員規模の大規模化が図られており、複数の職種が一体的にサービスを提供している。

# <グリーンイノベーション分野>

## グリーンイノベーション小委員会

### 規制改革事項：

再生可能エネルギーの導入促進に向けた規制の見直し ①  
(民有林における開発許可の見直し)

### 規制の概要

民有林において、一般電気事業者、卸電気事業者、特定電気事業者が風力発電等を開発する場合は「公益性が高いと認められる事業」として許可不要とされている一方で、これらに該当しない発電事業者が開発する場合は許可が必要とされている。

また、民有林で風力発電等を開発する場合の許可申請において、法令上は「相当数」の同意という規定がある一方で、実態としては全員の同意書の取付が求められる。場合によっては残置森林や隣接地等の開発対象エリア外の地権者の同意取付まで求められることもあり、相続人が不明な場合等において手続きが進まない。

### 改革の方向性

再生可能エネルギー開発事業そのものを「公益性が高いと認められる事業」として扱うなど、再生可能エネルギー設備であれば、事業主体によらず民有林における設置を柔軟に認める方向で許可の在り方を見直すとともに、その結果を関係者に周知徹底する。

また、民有林の開発許可に際して求められる地権者等同意について、制度上は必ずしも全員からの同意を求めていることを再確認した上で全員同意を求めているという運用実態を改善するとともに、残置森林や隣接地に係る同意取付は開発許可の要件とはなっていないことを明確化するなど、合理的なルールを構築し、風力発電等の開発許可を柔軟化する。

<平成 23 年度中措置>

### 留意点

- 再生可能エネルギー設備の設置に関し、事業主体の違いにより法的取扱に差があるのは、既に自由化されている発電市場における競争上の観点からも問題がある。従来ながらの公益性・公共性の考え方が再生可能エネルギー発電への参入障壁になっていないかどうか、十分検討する必要がある。
- 共有名義が多いという森林所有の実態を踏まえつつ、所有者不明な場合における合理的な手続ルールを構築する必要がある。

**規制改革事項：**

再生可能エネルギーの導入促進に向けた規制の見直し ②  
(民有林における開発許可の見直し)

**規制の概要**

民有林で風力発電等を開発する場合の許可申請において、法令上は「相当数」の同意という規定がある一方で、実態としては全員の同意書の取付が求められる。場合によっては隣接地の地権者の同意取付まで求められることもあり、相続人が不明な場合等において手続きが進まない。

**改革の方向性**

相続人が不明な場合など、民有林の開発許可に係る地権者の同意取付について合理的なルールを構築し、風力発電等の開発許可を柔軟化する。  
<平成 23 年度中措置>

**留意点**

相続人が事後的に見つかった場合などを想定したルールメイキングが必要(一定期間縦覧すれば可とする、事後的権利調整ルールを設けるなど)。

## 規制改革事項：

再生可能エネルギーの導入促進に向けた規制の見直し  
(国有林野における許可要件・基準の見直し)

## 規制の概要

民間の風力発電・地熱発電事業者が国有林野を5ha以上借り受けるためには、当該事業の公共性・公益性が求められるが、林野庁通達の判断基準が厳しく、手続遅延や事業断念につながっている。また、現状では随意契約による国有林貸付が認められないかもしれないというリスクがある。

## 改革の方向性

国有林野を風力・地熱発電等の再生可能エネルギー導入拡大のために有効活用し、温暖化対策や地域活性化につなげる方向で、林野庁通達上の貸付基準を見直す。具体的には、売電先にかかわらず地元自治体の同意があれば、民間発電事業者による設備設置を可能とする。地熱発電に不可欠な蒸気生産を発電事業者と別の者が行う場合であっても貸付を認める。

また、再生可能エネルギー発電事業や地熱発電の用に供する熱供給・蒸気供給事業を公共性・公益性のある事業として位置づけ、財務大臣との都度協議なしでも国有林野を随意契約により貸付可能と整理するなど、国有林貸付に係る制度的対応について関係省庁間で検討し所要の見直しを行う。

<平成23年度中措置>

## 留意点

- 国有林は森林の約3割、国土面積の約2割を占める。特に北海道や東北の山稜は風況もよく、自治体も風力発電設置に積極的であるが、このエリアに国有林野は集中しており、国有林の保安林化も進んでいる(国有林の9割は保安林)。そのような日本の立地環境や自治体の地域活性化ニーズを踏まえた柔軟な対応が望まれる。
- 再生可能エネルギーに係る発電事業者も電力供給の一端を担う重要な事業者であり、従来ながらの公益性・公共性の考え方が再生可能エネルギー発電への参入障壁になっていないかどうか、十分検討する必要がある。
- 一般競争入札では、開発地点に係る調査インセンティブを削ぐことになりかねない。円滑に貸付けることができる制度スキームを考える必要がある。

## 規制改革事項：

再生可能エネルギーの導入促進に向けた規制の見直し  
(保安林における許可要件・基準の見直し)

## 規制の概要

保安林内の作業許可で風力発電設備の設置が可能な場合があるが、当該地域における前例がないなどの理由で許可を得られないことがある。また保安林の指定解除の要件が厳しく、その地点でしか開発できないことを示すために日本全国又は近隣県の風況調査や経済性比較に係る資料提出が求められている。

## 改革の方向性

保安林による国土保全と再生可能エネルギー導入による地球温暖化対策との両立を図るため、保安林の指定目的を再精査するとともに、保安林の指定状況や実態を調査し、再生可能エネルギーを導入可能な地域を洗い出す。

また、事業者等からの意見や実情を踏まえつつ、事業主体によらず再生可能エネルギー関連設備の設置を柔軟に認める方向で、風力発電等の立地に係る保安林内作業許可や指定解除の基準・要件を見直すとともに、保安林指定解除に係る「他に適地がない」ことの証明として全国や都道府県全域にわたる風況調査を求める必要はないと明示するなど、合理的で具体的な審査手続きガイドラインを設ける。

<平成 23 年度中措置>

## 留意点

- 森林の約 5 割、国土面積の約 3 割を占める保安林の国土保全・水源涵養等の機能は重要で十分に考慮する必要はあるが、一方で、道路や電線網との接続の関係上、風力・地熱発電の開発予定地の一部に保安林が含まれることも多いのも現状。住居から離れた土地に風力発電等の適地を確保するという観点からも、指定解除について柔軟な対応すべきである。
- 保安林機能が代替手段で確保される場合や保安林機能が既に失われているような場合においては、保安林指定解除を柔軟に認めるべき。
- 国有林の 9 割が保安林に指定されているという現状もあり、保安林と国有林野に係る立地規制見直しはセットで実現される必要がある。

## 規制改革事項：

再生可能エネルギーの導入促進に向けた規制の見直し  
(農地・農用地区域における開発許可の見直し)

## 規制の概要

農地には、人手不足で耕作が放棄され、草が茂っているだけの場所もある。こうした地域に風車を設置することで、作業道の整備による利便性向上や観光客到来により地元農家の生産や売上向上に寄与している事例もあるが、現在は第1種農地における立地が認められていない。

また、一般電気事業者、卸電気事業者、特定電気事業者が送電用の鉄塔等を設置する場合は農地転用許可や農用地区域内開発許可が不要とされている一方で、これらに該当しない再生可能エネルギー発電事業者が設置する場合は農地転用許可や開発許可が必要とされている。

## 改革の方向性

農業振興と再生可能エネルギー導入による地球温暖化対策との両立を図る方向で、農地の実態、再生可能エネルギー関連設備の立地の態様やそれが農業振興に寄与するという副次的効果も踏まえて農地転用許可等の在り方に検討を加え、手続きを柔軟化する。

具体的には、第1種農地のうち作付けが行われていない耕作放棄地の転用許可を認めることにより、事業主体によらず再生可能エネルギー設備の設置を可能とする。また、第1種農地や農用地区域内において、再生可能エネルギー発電事業者による送電鉄塔等の設置が容易となるよう、営農を妨げない範囲内で転用許可・開発許可に係る手続きを柔軟化する。

<平成23年度中措置>

## 留意点

- 道路や電線網との接続の関係上、風力・地熱発電等の立地予定地の一部に農地が含まれることもあり、そうした立地環境も考慮する必要がある。
- 農地を迂回して送電鉄塔等を建てるとコスト高になってしまう点に配慮し、農地転用手続きを柔軟化すべき。事業主体の違いにより法的取扱いに差があるが、従来ながらの公益性・公共性の考え方が再生可能エネルギー発電への参入障壁になっていないかどうか、十分検討する必要がある。
- 耕作放棄地を活用しやすくするような制度整備が必要。

# 〈住宅・土地分野〉

## 総合特区規制改革小委員会

規制改革事項 老朽化マンションの再生・建替えに向けた総合的な取り組み

### 規制の概要

建物の老朽化や耐震工事の為、分譲マンションを建て替えしようとしても区分所有法上、①所有者の4/5以上の賛成、かつ、②床面積ベースで4/5以上の賛成が必要との決議要件を満たすこと必要で、少数の反対により建て替えが行われなままになることが問題視される。特に築30年超の旧耐震基準の100万戸が社会問題化するおそれが指摘され、早急に施策を打つ必要がある。

### 改革の方向性

管理組合に対する再生へのコンサルテーション体制の整備、売渡し請求権の居住権に見合う時価算定のあり方、再生にかかる融資、容積率の緩和、仮住居の確保、マンション建替え円滑化法の拡充、建替え決議要件の緩和を含めた区分所有法の改正など、老朽化マンションの再生・建替えに向けた総合的な取り組みを進めるため、国土交通省及び法務省は共同で検討する場を直ちに設置するものとする。

### 留意点

- ・ 韓国で行われている事業法による要件緩和（4/5を3/4にする）を十分参考にする